第5章 地域の概況

既存資料の収集・整理により、地域特性を把握した。

既存資料の調査範囲は、「埼玉県環境影響評価条例」第4条第3項の環境に影響を及ぼす地域に関する基準に基づき、計画地周辺3kmとし、和光市、朝霞市、さいたま市、戸田市、板橋区、練馬区(以下、「関係市区」という。)を基本とした。

また、項目及び既存資料の内容により、必要に応じて対象範囲を拡大、または縮小した。

5.1 社会的状况

5.1.1 人口及び産業の状況

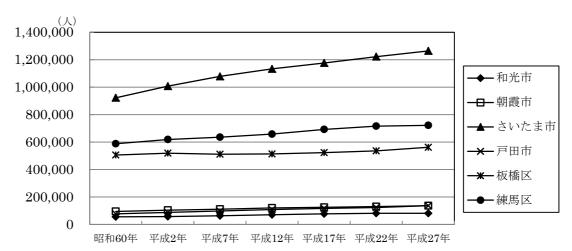
(1)人 口

関係市区の人口等の状況は表 5.1.1-1 に、人口の推移は図 5.1.1-1 に示すとおりである。計画地が位置する和光市の平成 28 年 9 月における人口は、81,688 人であり、昭和 60 年から平成 27 年まで増加傾向である。関係市区の中で最も人口が多いのはさいたま市で、昭和 60 年から平成 27 年まで大幅な増加傾向にあり、その他の市区でも概ね増加傾向となっている。

10	农 5.1.1 1 八百 世帝奴 5 (7) (1 () () () () ()									
市区名	面積	人口	世帯数	人口密度						
111 区石	(km ²)	(人)	(世帯数)	(人/km ²)						
和光市	11.04	81,688	37,739	7,399.3						
朝霞市	18.34	137,197	60,475	7,480.8						
さいたま市	217.43	1,274,921	542,858	5,863.6						
戸田市	18.19	138,139	60,686	7,594.2						
板橋区	32.22	569,114	297,715	17,663.0						
練馬区	48.08	726,328	342,693	15,107.0						

表 5.1.1-1 人口・世帯数の状況(平成 28 年 9 月 1 日現在)

出典:「埼玉県推計人口」(平成28年9月、埼玉県ホームページ) 「東京都推計人口」(平成28年9月、東京都ホームページ)



注)1. 各年10月1日現在。

2. さいたま市は、平成12年以前は浦和市、大宮市、与野市、岩槻市を合算して算出している。 出典:「埼玉県統計年鑑 平成27年」(平成28年2月、埼玉県総務部統計課)

「東京都統計年鑑 平成 26 年」(東京都ホームページ)

「平成27年国勢調査 人口速報集計」(平成28年2月26日、総務省統計局)

図 5.1.1-1 人口推移

(2)産業

関係市区の産業別従業者数は、表 5.1.1-2 に示すとおりである。

和光市では学術研究、専門・技術サービス業の割合が最も高い。その他の関係市区では、 朝霞市、さいたま市及び練馬区では卸売業・小売業、戸田市では製造業、板橋では医療・福 祉の割合が最も高くなっている。

表 5.1.1-2 産業分類別従業者数の状況

	和光	市	朝霞	市	さいた	ま市	戸田	市	板橋	区	練馬	区
分 類	従業者数	構成比	従業者数	構成比	従業者数	構成比	従業者数	構成比	従業者数	構成比	従業者数	構成比
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
農林、漁業	6	0.0	34	0.1	476	0.1	172	0.3	26	0.0	134	0.1
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0.0	-	-
建設業	1,643	5.9	2,671	6.4	34,956	6.7	3,398	5.2	11,316	5.4	16,497	8.9
製造業	4,055	14.6	6,076	14.5	40,242	7.7	14,352	21.8	27,507	13.1	7,033	3.8
電気・ガス・熱供給・水道業	133	0.5	161	0.4	1,960	0.4	185	0.3	409	0.2	479	0.3
情報通信業	216	0.8	395	0.9	11,516	2.2	297	0.5	2,789	1.3	3,499	1.9
運輸業、郵便業	1,423	5.1	3,490	8.3	26,461	5.1	12,050	18.3	16,547	7.9	12,676	6.8
卸売業、小売業	4,208	15.2	7,296	17.4	115,430	22.1	10,919	16.6	40,533	19.3	40,061	21.6
金融業、保険業	193	0.7	667	1.6	17,317	3.3	607	0.9	3,795	1.8	3,667	2.0
不動産業、物品賃貸 業	795	2.9	1,240	3.0	17,041	3.3	1,987	3.0	5,305	2.5	7,153	3.8
学術研究、専門・技 術サービス業	4,638	16.7	3,969	9.5	15,934	3.0	863	1.3	3,601	1.7	4,327	2.3
宿泊業、 飲食サービス業	2,376	8.6	3,857	9.2	49,153	9.4	4,878	7.4	16,526	7.9	18,240	9.8
生活関連サービス業、 娯楽業	941	3.4	1,702	4.1	24,257	4.6	1,987	3.0	8,526	4.1	10,530	5.7
教育、学習支援業	1,932	7.0	2,217	5.3	31,169	6.0	1,993	3.0	12,266	5.8	13,377	7.2
医療、福祉	3,343	12.0	5,216	12.4	65,302	12.5	7,037	10.7	47,610	22.7	36,628	19.7
複合サービス事業	203	0.7	293	0.7	5,581	1.1	95	0.1	1,076	0.5	1,161	0.6
サービス業(他に分類 されないもの)	1,657	6.0	2,716	6.5	66,572	12.7	5,130	7.8	11,843	5.6	10,342	5.6
非農林漁業 (公務を除く)	27,756	100.0	41,966	99.9	522,891	99.9	65,778	99.7	209,656	100.0	185,670	99.9
全産業(公務を除く)	27,762	100.0	42,000	100.0	523,367	100.0	65,950	100.0	209,682	100.0	185,804	100.0

注)平成26年1月1日現在

出典:「平成 26 年経済センサス 基礎調査」(平成 27 年 11 月 30 日、総務省統計局)

5.1.2 土地利用の状況

(1)地目別土地利用

関係市区の地目別土地利用面積は、表 5.1.2-1 に示すとおりである。

和光市の地目別土地面積は宅地が最も多く、全体の46.3%を占めている。次いで、その他が31.9%、畑が11.1%を占めている。その他の関係市区については、宅地の割合が高くなっている。

表 5.1.2-1 地目別土地利用面積

単位:ha

										于 1.11a
地目市区名	項目	総数	田	畑	宅 地	池沼	山林	原 野	雑種地	その他
和水丰	面 積 (ha)	1,104.0	0.3	122.5	511.0	-	7.8	-	110.0	352.3
和光市	割 合(%)	100.0	0.0	11.1	46.3	1	0.7	ı	10.0	31.9
朝霞市	面 積 (ha)	1,838.0	32.5	206.2	699.8	1.5	30.8	5.3	255.3	606.7
书 段 川	割 (%)	100.0	1.8	11.2	38.1	0.1	1.7	0.3	13.9	33.0
さいたま市	面 積 (ha)	21,749.0	2,064.3	2,699.5	8,275.9	18.4	449.0	112.3	2,796.9	5,332.6
GV 1/2 X III	割 合(%)	100.0	9.5	12.4	38.1	0.1	2.1	0.5	12.9	24.5
戸田市	面 積 (ha)	1,817.0	1.2	14.6	794.5	2.0	1.2	12.9	633.0	357.6
户 田 Ⅲ	割 合(%)	100.0	0.1	0.8	43.7	0.1	0.1	0.7	34.8	19.7
柘桥区	面 積 (ha)	1,849.1	-	19.4	1,800.9	-	2.8	-	25.3	0.8
板橋区	割合(%)	100.0	-	1.0	97.4	ſ	0.2	-	1.4	0.0
生 E E	面 積 (ha)	3,120.5	-	225.0	2,833.1	-	4.1	-	56.6	1.8
練馬区	割 (%)	100.0	-	7.2	90.8	-	0.1	-	1.8	0.1

注)平成26年7月1日現在

出典:「平成27年埼玉県統計年鑑」(平成28年2月、埼玉県総務部統計課)

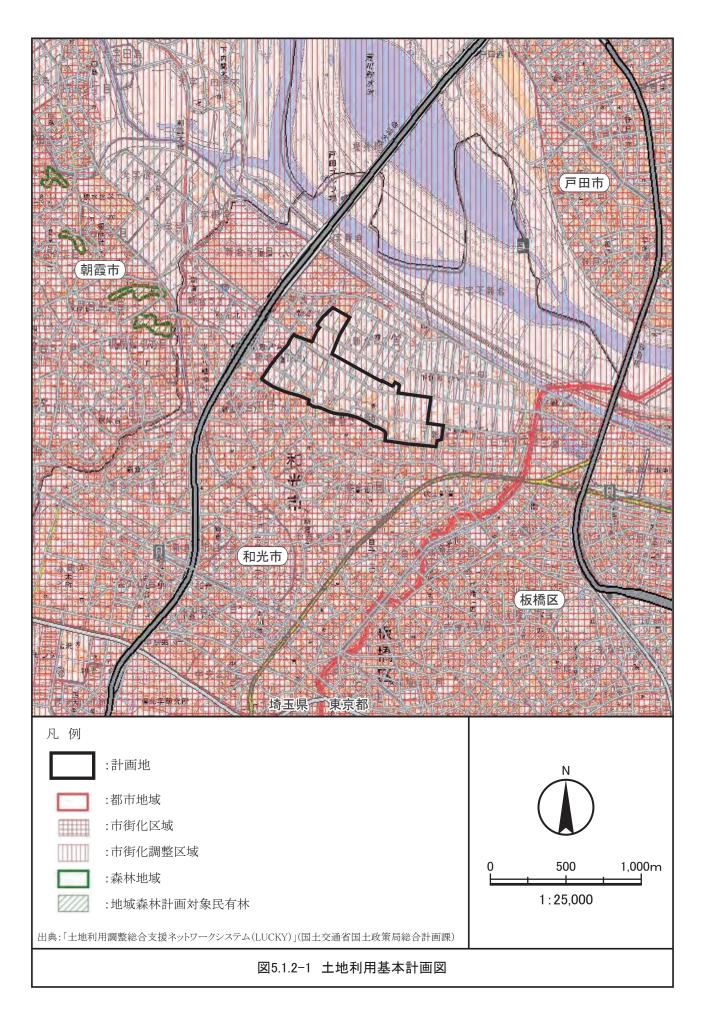
「東京都統計年鑑 平成 25年」(東京都の統計ホームページ)

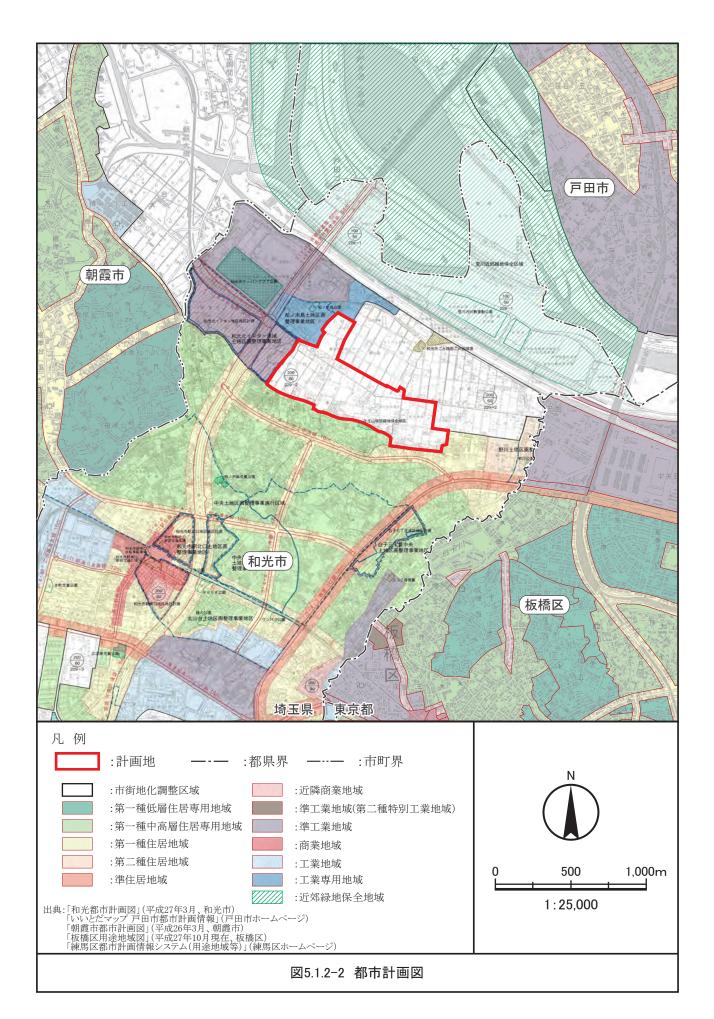
(2)土地利用計画の状況

計画地及び周辺地域の土地利用計画図は、図 5.1.2-1 に示すとおりである。

計画地及び計画地北側には市街化調整区域が広がっているが、その他の周辺地域は概ね市街化区域である。

計画地及び周辺地域の都市計画図は図 5.1.2-2 に示すとおりであり、計画地は市街化調整区域に指定されている。





5.1.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

(1)河川・湖沼の分布

計画地及び周辺地域の河川・湖沼の分布状況は、図 5.1.3-1 に示すとおりである。

計画地周辺には、計画地北側から東方向にかけて一級河川である荒川と新河岸川が東西に流れており、その北側には荒川第一調整池の貯水池である彩湖が位置している。また、計画地の西側では新河岸川の支流である越戸川と谷中川が合流し、東側では白子川が新河岸川に合流している。

(2)上水道

関係市区における上水道の状況は、表 5.1.3-1 に示すとおりである。計画地が位置する和 光市の上水道普及率は、97.1%となっている。

市区名	行政区域内 総人口 (人)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
和光市	82,504	85,000	80,087	97.1
朝霞市	134,137	134,200	134,137	100.0
さいたま市	1,255,198	1,330,000	1,253,943	99.9
戸田市	132,354	138,300	132,354	100.0
板橋区	545,805	-	545,805	100.0
練馬区	724,520	_	715,885	98.8

表 5.1.3-1 上水道の状況(平成 26 年度)

出典:「埼玉県の水道 平成27年度版(平成26年度水道統計調査資料)」(平成28年3月、埼玉県保健医療部生活衛生課)

「東京都の水道 平成27年版」(平成28年3月、東京都福祉保健局健康安全部)

(3)農業用水

計画地及び周辺地域には、主に計画地北側に集団優良農地を保全するために整備されたアグリパーク等の農地が分布するが、計画地周辺河川からの取水は認められない。

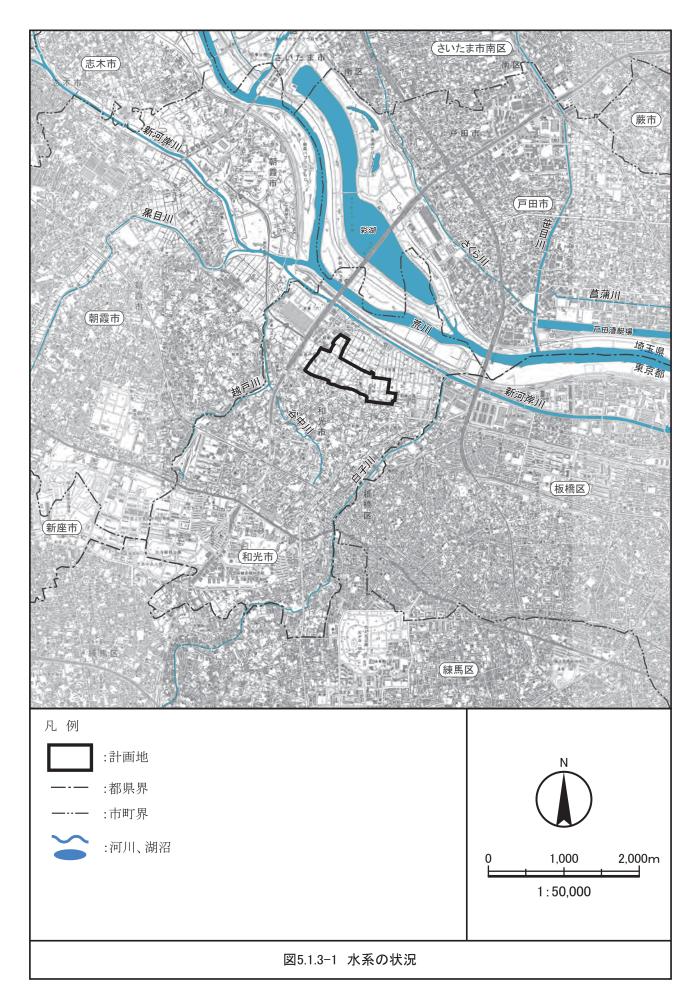
(4)内水面漁業

計画地周辺を流れる河川については、荒川を始めとして新河岸川、白子川等で漁場の区域を設定して漁業権が設定されている。計画地周辺における漁業権の内容は、表 5.1.3-2 に示すとおりである。

	次。116 - 出口记点是5 / M 次程5 / 1 日								
免許番号	漁場の区域	管轄漁協	魚 種						
共第2号	荒川[上流から笹目橋まで(荒川 第一調整池を除く)]、新河岸川 (上流から白子川合流点まで)、 白子川、越戸川、谷中川、黒目 川、菖蒲川、笹目川	埼玉南部 武蔵	あゆ、うぐい、おいかわ、こい、 ふな、うなぎ、どじょう、わかさ ぎ、なまず						
共第7号	荒川[笹目橋から下流]	埼玉南部・東 京東部の共同 管理	こい、ふな、うなぎ、なまず						

表 5.1.3-2 計画地周辺の漁業権の内容

出典:「埼玉の水産/漁業権漁場・魚種一覧、埼玉県共第2号・共第7号第五種共同漁業権漁場」(埼玉県ホームページ)



(5)地下水の利用状況

計画地及び周辺地域における地下水採取量の推移は、表 5.1.3-3~4 に示すとおりである。

計画地が位置する和光市は、埼玉県の西部地域に含まれている。西部地域における地下水の用途は水道用が最も多く、次いで工業用、建築物用であるが、いずれも平成 26 年の採取量は平成 22 年と比べ減少している。なお、平成 25 年の「地域別・用途別・市町別・月別地下水採取量」一覧表(「地下水採取規制について」埼玉県ホームページ)によると、平成 25 年の和光市の日平均採取量は、西部地域全体の約 5%に該当している。

表 5.1.3-3 地下水採取量の推移(埼玉県)

単位:m3/目

地域名	用途	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
	水道用	113,800	104,400	104,900	105,700	101,800
西部地域	建築物用	12,900	12,200	12,200	10,200	12,300
四部地域	工業用	40,600	36,800	36,500	35,800	36,300
	盐	167,300	153,400	153,700	151,600	150,300
	水道用	131,600	122,000	124,800	128,500	131,600
中央部	建築物用	3,700	4,000	4,100	3,900	4,200
地域	工業用	30,100	26,700	26,900	25,300	26,300
	計	165,400	152,700	155,900	157,800	162,100

注) 西部地域: 和光市、朝霞市、新座市、志木市、富士見市、ふじみ野市(旧上福岡市)、ふじみ野市(旧大井町)、所沢市、入間市、狭山市、飯能市、川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日髙市、三芳町、毛呂山町、越生町

中央部地域:川口市、蕨市、戸田市、さいたま市、蓮田市、上尾市、桶川市、北本市、鴻 巣市(旧鴻巣市)、鴻巣市(旧吹上町)、白岡市、伊奈町

出典:「平成27年版埼玉県環境白書」(平成27年12月、埼玉県環境部環境政策課)

表 5.1.3-4 地下水採取量の推移(東京都)

単位:m3/日

区 名	用途	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
	上水道	0	0	0	0	0
	特定工場等	1,951	1,775	1,688	1,900	1,674
板橋区	その他	66	34	64	113	63
	計	2,017	1,809	1,752	2,013	1,737
	上水道	0	0	0	0	0
練馬区	特定工場等	3,597	3,348	3,566	3,626	3,412
旅 场 凸	その他	5,640	5,909	5,881	5,927	5,001
	計	9,237	9,257	9,447	9,553	8,413

出典:「平成 26 年都内の地下水揚水の実態(地下水揚水量調査報告書)」 (平成 28 年 3 月、東京都環境局)

5.1.4 交通の状況

(1)主要交通網

計画地及び周辺地域における交通網の状況は、図 5.1.4-1 に示すとおりである。

計画地西側には東京外環自動車道及び一般国道 298 号が、東側には首都高速 5 号池袋線及び一般国道 17 号(新大宮バイパス)が南北に走っており、東京外環自動車道の和光北インターチェンジ及び一般国道 254 号バイパスと一般国道 298 号の交差点が計画地西側約 200mに位置している。

鉄道の路線としては、計画地南側約 1.3km 付近を走る東武東上線が計画地北西側約 3.5km で JR 武蔵野線と接続、計画地東側約 1km には都営三田線の終点である西高島平駅が位置している。

(2)道路交通量

計画地周辺の自動車交通量は表 5.1.4-1 に、自動車交通量調査地点は図 5.1.4-2 に示すとおりである。

交通量が最も多いのは、計画地北西側に位置する東京外環自動車道で、和光北 IC~戸 田西 IC 間の昼間 12 時間自動車類交通量が合計 66,753 台、24 時間自動車類交通量が合計 94,860 台である。

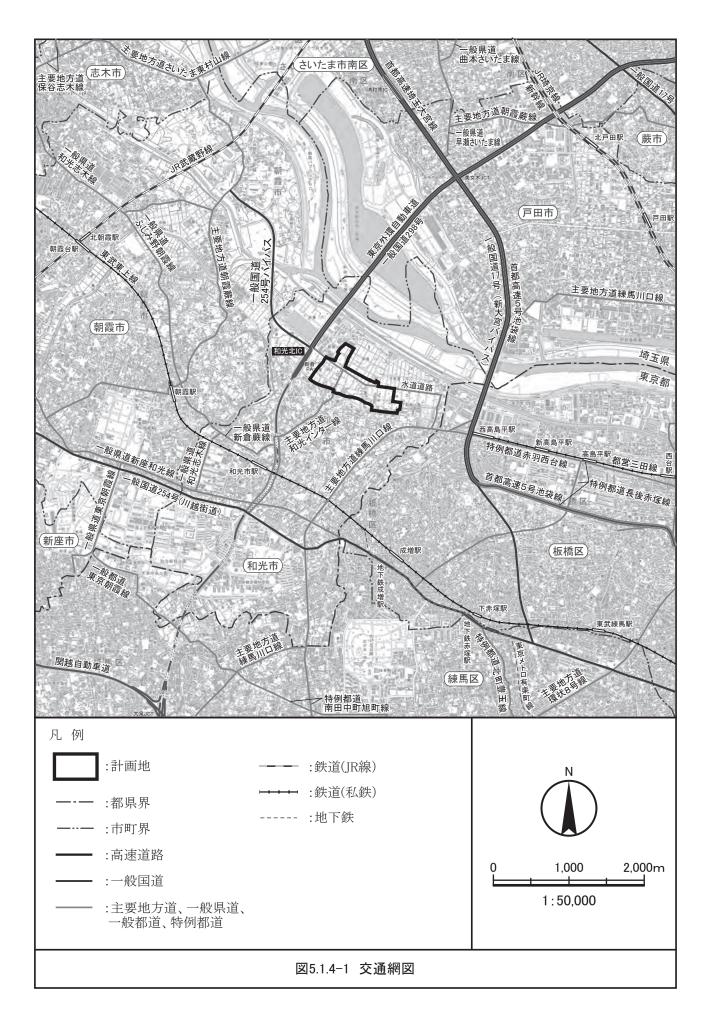
	衣 3.1.4-1 白勁阜文通皇(平成 22 年度)								
	観測		昼間 12 時	持間自動車	類交通量	24 時間自動車類交通量			
路線名	地点 番号	観測地点	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	小型車 (台)	大型車(台)	合計 (台)	
東京外環自動車道	70	大泉 JCT~和光 IC	43,668	12,895	56,563	59,692	20,201	79,893	
東京外環自動車道	80	和光 IC~和光北 IC	48,360	15,126	63,486	66,424	23,573	89,997	
東京外環自動車道	90	和光北 IC~戸田西 IC	51,038	15,715	66,753	70,300	24,560	94,860	
首都高速5号池袋 線	5020	東京都板橋区高島平 5丁目	37,506	7,777	45,283	56,886	14,400	71,286	
一般国道17号 (新大宮バイパス)	10190	戸田市早瀬1丁目24 番地先	40,476	12,238	52,714	58,409	19,734	78,143	
一般国道17号 (新大宮バイパス)	10580	板橋区三園 2-14	33,508	13,932	47,440	49,105	21,382	70,487	
一般国道 298 号	11070	和光市新倉 6 丁目 1 番地先(幸魂大橋上)	10,362	5,490	15,852	15,722	7,554	23,276	
主要地方道練馬川口線	42000	和光市白子 4 丁目 1 番地先	24,781	12,942	37,723	38,757	15,564	54,321	
主要地方道和光インター線	42620	和光市新倉 2-2-39	4,630	691	5,321	6,601	1,061	7,662	
一般県道和光志木 線	60230	和光市新倉 1 丁目 5 番地 27 先	9,622	896	10,518	13,519	1,627	15,146	
一般県道新倉蕨線	61680	和光市新倉 1-10-85	7,308	1,412	8,720	10,539	2,018	12,557	

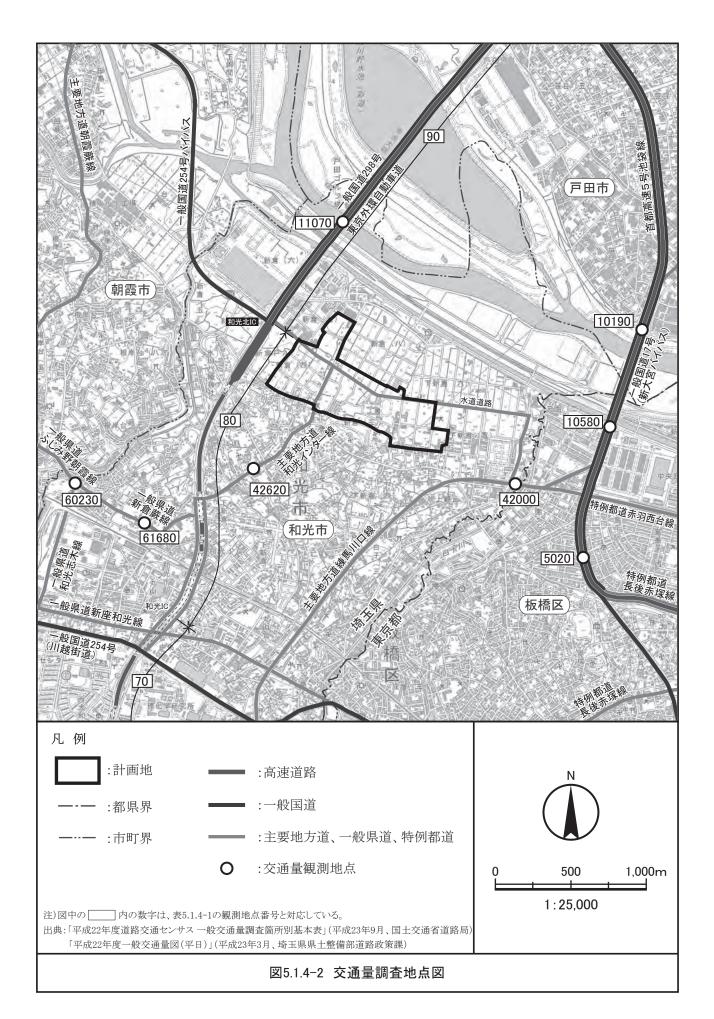
表 5.1.4-1 自動車交诵量(平成 22 年度)

出典:「平成22年度道路交通センサス一般交通量調査箇所別基本表」(平成23年9月、国土交通省道路局)

「平成22年度道路交通センサス」(埼玉県ホームページ)

「平成22年度道路交通センサス一般交通量調査結果」(東京都建設局ホームページ)





5.1.5 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

(1)環境保全についての配慮が必要な施設

計画地及び周辺地域における環境保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況は、表 5.1.5-1~2及び図 5.1.5-1に示すとおりである。計画地は土地区画整理事業地であるため、計画地内に環境保全についての配慮が特に必要な施設である「埼玉県立和光高等学校」、「和光病院」が位置しており、計画地東側には隣接して「下新倉小学校」が位置している。

表 5.1.5-1 環境保全についての配慮が特に必要な施設(教育、医療)

区分	市区名	内 容	施設名
		小 #国	新倉幼稚園
		幼稚園	やまと幼稚園
			白子小学校
			新倉小学校
			第三小学校
	和光市	小学校	広沢小学校
	4.0 \rac{1}{1}		北原小学校
			本町小学校
			下新倉小学校
	教育	中学校	大和中学校
			第二中学校
<u></u>		高等学校	埼玉県立和光高等学校
施設	協設	幼稚園	あさか台幼稚園
//E fix	朝霞市	小学校	朝霞第二小学校
			朝霞第九小学校
	戸田市	幼稚園	ささめ幼稚園
	/ E4 114	小学校	笹目小学校
		幼稚園	三園幼稚園
		-97 TE EM	成增幼稚園
			三園小学校
	板橋区	小学校	高島第三小学校
			成増ヶ丘小学校
		中学校	赤塚第二中学校
			赤塚第三中学校
		その他	成増看護学校
医療	和光市	病院	和光病院
施設	板橋区	病院	成増厚生病院
//E X	IV IIII E	71 4 12 4	慈誠会成増病院

出典:「和光市ガイドマップ」和光市ホームページ)

「地図で探す」(朝霞市ホームページ)

「いいとだマップ」(戸田市ホームページ)

「どこナビいたばし」(板橋区ホームページ)

「埼玉県医療機能情報提供システム」(埼玉県ホームページ)

「東京都医療機関案内サービス」(東京都ホームページ)

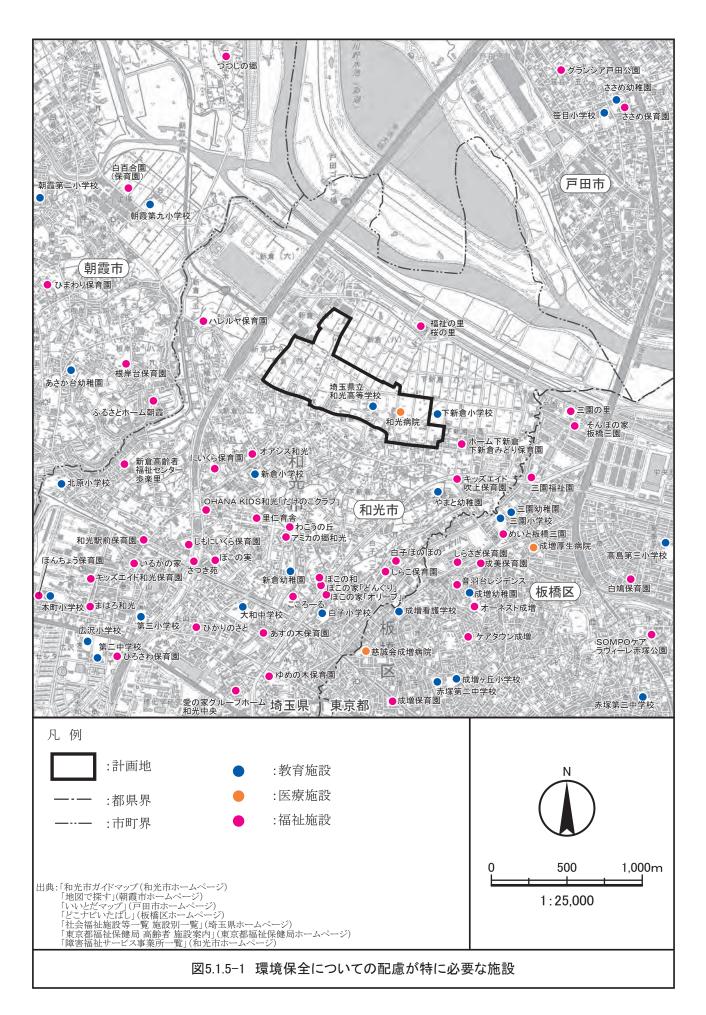
表 5.1.5-2 環境保全についての配慮が特に必要な施設(福祉)

市区名		内 容	施設名
111 12 21		介護老人保健施設	地段和
		特別養護老人ホーム等	福祉の里、桜の里
		老人福祉センター等	新倉高齢者福祉センター 歩楽里
	+/ 1 += +.1 + /- =n <i>k</i> /-		ホーム下新倉
	老人福祉施設等	グループホーム等	わこうの丘
			愛の家グループホーム和光中央
		サービス付高齢者住宅等	オアシス和光
		有料老人ホーム	アミカの郷和光
		障害者生活介護施設	さつき苑
		共生型福祉施設	ひかりのさと
			ぽこの家「どんぐり」
		グループホーム	ぽこの家「オリーブ」
			ぽこの実
	障害者·障害児施		ぽこの和
	設等		まはろ和光
		児童発達支援・放課後等	OHANA KIDS 和光「たけのこクラブ」
和光市		デイサービス等	いるかの家
			白子ほのぼの
			こころーる
			あすの木保育園
			しもにいくら保育園
			しらこ保育園
			にいくら保育園
			ひろさわ保育園
			ほんちょう保育園
	児童福祉施設等	保育園	和光駅前保育園
	70至旧压危权 ()		里仁育舎
			ゆめの木保育園
			ハレルヤ保育園
			下新倉みどり保育園
			キッズエイド吹上保育園
			キッズエイド和光保育園
	+v 1 == 1 1 1 ++	有料老人ホーム	ふるさとホーム朝霞
	老人福祉施設等	介護老人保健施設	つつじの郷
朝霞市			根岸台保育園
	児童福祉施設等	保育園	ひまわり保育園
			白百合園
司田士	老人福祉施設等	有料老人ホーム	グランシア戸田公園
戸田市	児童福祉施設等	保育園	ささめ保育園
			三園の里
		特別養護老人ホーム	音羽台レジデンス
		村別食暖老八小一ム	ケアタウン成増
	老人福祉施設等		オーネスト成増
			めいと板橋三園
托径区		有料老人ホーム	そんぽの家 板橋三園
板橋区			SOMPO ケア ラヴィーレ赤塚公園
	障害者施設等	障害者生活介護施設	三園福祉園
			白鳩保育園
	旧亲短礼坛凯笠	促 套團	しらさぎ保育園
	児童福祉施設等	保育園	成美保育園
			成増保育園
山曲,「牡	人有划步机然 監	施設別一覧」(埼玉県ホームペ	22)

出典:「社会福祉施設等一覧 施設別一覧」(埼玉県ホームページ) 「東京都福祉保健局 高齢者 施設案内」(東京都福祉保健局ホームページ) 「障害福祉サービス事業所一覧」(和光市ホームページ)

(2)住宅の分布状況

計画地及び周辺地域においては、計画地南側に広がる第一種中高層住居専用地域、第 一種住居地域に住宅が広く分布している(図 5.1.2-2 参照)。



5.1.6 下水道、し尿処理及びごみ処理施設の整備の状況

(1)下水道

関係市区における公共下水道整備状況は、表 5.1.6-1 に示すとおりである。

計画地が位置する和光市は、荒川右岸流域下水道処理区の計画処理区域に含まれており、和光市の下水道普及率は96.5%である。

計画地周辺には、計画地北西側に荒川右岸流域下水道の施設である新河岸川水循環センター、荒川を隔てた北東側に荒川左岸南部流域下水道の施設である荒川水循環センターが位置している。施設の位置は、図 5.1.6-1 に示すとおりである。

市区名	区 分		行政人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)
			А	В	B/A
和光市	荒川右岸流域下水	く道	80,546	77,760	96.5
朝霞市	荒川右岸流域下水	く道	136,321	132,844	97.4
	荒川左岸南部流域	【下水道	1,126,879	1,073,968	95.3
さいたま市	中川流域下水道		120,704	87,079	72.1
G 1, 1, 2 × 111	単独公共下水道	南部	10,996	10,996	100.0
	早烟公共下水坦	下水道区域外	14,918	0	0.0
戸田市	荒川左岸南部流域	表下水道 Tring	135,776	120,677	88.9
板橋区	隅田川流域下水道	1	551,243	551,243	100.0
練馬区	隅田川流域下水道	1	719,165	719,165	100.0

表 5.1.6-1 公共下水道整備状況(平成 28 年度)

(2)し尿処理

関係市区における平成 26 年度のし尿処理量は表 5.1.6-2 に、和光市のし尿処理を行っている朝霞地区一部事務組合のし尿処理量の推移は表 5.1.6-3 に示すとおりである。

和光市では、平成 26 年度は年間 2,244kL の汲み取りし尿及び浄化槽汚泥を処理している。

朝霞地区一部事務組合は、朝霞市、志木市、和光市、新座市で組織され、し尿の収集、 運搬及び処理に関する事務を共同で処理している。し尿処理量は平成21年度以降、減少傾 向となっている。

計画地周辺には、計画地北西側に朝霞地区一部事務組合し尿処理場が位置している。 施設の位置は、図 5.1.6-1 に示すとおりである。

	汲み	取り	浄イ	処理量合計	
市区名	非水洗化人口	し尿年間処理	浄化槽人口	汚泥年間処理	(kL)
	(人)	量(kL)	(人)	量(kL)	(KL)
和光市	127	386	3,914	1,858	2,244
朝霞市	349	650	7,086	3,103	3,753
さいたま市	5,628	11,159	148,183	55,585	66,744
戸田市	269	358	15,870	5,682	6,040

表 5.1.6-2 関係市区のし尿処理量(平成 26 年度)

出典:「一般廃棄物処理事業の概況~平成26年度実績~」(平成28年5月、埼玉県環境部資源循環推進課)

注) 行政人口は、平成28年3月末現在の住民基本台帳人口である。

出典:「公共下水道整備状況一覧表」(埼玉県ホームページ)

^{「23} 区の公共下水道の普及状況」(東京都下水道局ホームページ)

注)東京都板橋区及び練馬区は下水道普及率が100%であるため記載していない。

表 5.1.6-3 朝霞地区一部事務組合のし尿処理量の推移

年度	汲み取りし尿	浄化槽汚泥	計	日平均処理量(kL/日)
平 及	年間投入量(kL)	年間投入量(kL)	(kL)	日平均处垤重(KL/日)
平成 21 年度	2,202	12,381	14,583	40.0
平成 22 年度	2,151	11,530	13,681	37.5
平成 23 年度	2,107	10,801	12,908	35.3
平成 24 年度	2,075	10,533	12,608	34.5
平成 25 年度	2,029	10,273	12,302	33.7

出典:「朝霞地区一部事務組合し尿処理施設整備基本計画」(平成27年2月、朝霞地区一部事務組合)

(3)ごみ処理

関係市区におけるごみ処理量は表 5.1.6-4~5 に、計画地が位置する和光市のごみ収集 及び資源回収状況の推移は表 5.1.6-6 に示すとおりである。

和光市における平成 26 年度のごみ搬入量及び資源搬入量等の合計は 22,970t であり、平成 23 年度以降減少傾向である。

計画地周辺には、計画地の北側約 400m に和光市のごみ処理施設である和光市清掃センターが位置している。施設の位置は図 5.1.6-1 に示すとおりである。

表 5.1.6-4 関係市区のごみ処理量(埼玉県:平成 26 年度)

	計画収集	搬入量			集団回収量	総合計	
市区名	人口	生活系	事業系	合計	(t)	形3 口 百 [(t)	
	(人)	(t)	(t)	(t)			
和光市	80,077	18,075	3,725	21,800	1,245	23,045	
朝霞市	133,849	29,664	6,324	35,988	2,208	38,196	
さいたま市	1,259,858	298,069	113,596	411,665	15,248	426,913	
戸田市	132,335	31,054	13,627	44,681	0	44,681	

出典:「一般廃棄物処理事業の概況~平成 26 年度実績~」(平成 27 年 4 月、埼玉県環境部資源循環推進課)

表 5.1.6-5 関係市区のごみ処理量(東京都:平成 26 年度)

	1		^ ⇒1			
市区名	(人)	可燃 (t)	不燃 (t)	粗大 (t)	持込 (t)	合計 (t)
板橋区	543,076	103,453.26	3,631.97	3,114.11	1,043.71	111,243.05
練馬区	714,567	123,381.03	5,247.08	3,957.59	846.13	133,431.83

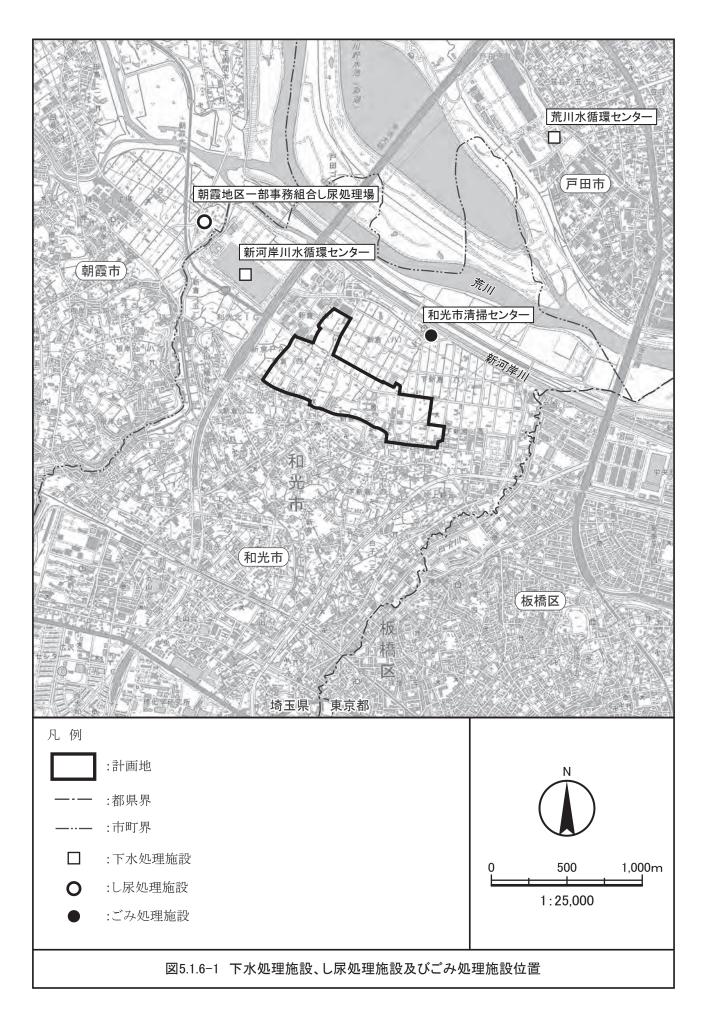
出典:「清掃事業年報平成26年度-事業実績-」(平成27年8月、東京二十三区清掃一部事務組合)

表 5.1.6-6 和光市のごみ収集及び資源回収状況の推移

単位:t

											7 12.0
	ごみ搬入量		資源搬入量					リサイクル			
年度	燃やす ごみ	その他 ごみ	粗大ごみ	ペットボトル	プラス チック	びん	かん	紙·布 類	計	活動団体 資源回収 量	合計
平成22年度	16,558	906	833	247	963	508	170	1,727	3,615	1,286	23,198
平成23年度	16,729	922	888	254	924	472	196	1,756	3,602	1,199	23,340
平成24年度	16,817	784	870	259	848	447	268	1,696	3,518	1,219	23,208
平成 25 年度	16,750	783	908	253	841	521	196	1,640	3,451	1,218	23,110
平成 26 年度	16,730	772	936	246	837	524	134	1,545	3,286	1,246	22,970

出典:「統計わこう(平成27年度版)」(平成28年5月、和光市情報推進課)



5.1.7 法令による指定及び規制等の状況

(1)大気汚染

① 環境基本法等に基づく大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準は表 5.1.7-1 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく大気環境中に係るダイオキシン類環境基準は表 5.1.7-2 に示すとおりである。

表 5.1.7-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
	1 時間値の 1 日平均値が	
		年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当
		するもの(以下「1 日平均値の年間 98%値」という。)が
二酸化窒素	であること。	0.06ppm 以下の場合は環境基準が達成され、1 日平均値
一跃旧主水		の年間 98%値が 0.06ppm を超える場合は環境基準が達
		成されていないものと評価する。なお、年間における測定
		時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準になるとなった。
	1 吐眼体の 1 日東拓体が	準による大気汚染の評価の対象とはしない。
	1 時間値の 1 日平均値が	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基
浮遊粒子状物質		御足を行った日または時間について、側足結果を環境基 準に照らして評価する。ただし、1 日平均値については、1
	以下であること。	時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価
	1 時間値の 1 日平均値が	
二酸化硫黄	0.04ppm 以下であり、かつ、	v) 外 (
	1 時間値が 0.1ppm 以下で	<長期的評価>
	あること。	年間における1日平均値について、高い方から2%の範囲
		内にあるものを除外して評価する。ただし、1日平均値につ
型 // ,出 丰	10ppm 以下であり、かつ、1	き環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、この
一酸化炭素	時間値の 8 時間平均値が	ような取扱は行わないこととして、その評価を行うものとす
	20ppm 以下であること。	る。
	1時間値が0.06ppm以下で	
光化学	あること。	測定を行った日または時間について、測定結果を環境基
オキシダント		準に照らして評価する。ただし、1 日平均値については、1
		時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価
	1 F T I I I I I I I I I I I I I I I I I I	の対象としないものとする。
	1 年平均値が 15 μ g/m³ 以	
微小粒子状物質		長期的評価としての測定結果の年間 98%値を日平均値の代表値として選択し、評価を行う。
	レ。 35 μ g/m シー (めるこ	<長期的評価>
	C o	測定結果の1年平均値について評価を行う。
25. 285	1 年平均値が 0.003mg/m ³	
ベンゼン	以下であること。	環境基準が 1 年平均値についての条件として定められて
1112	1 年平均値が 0.2mg/m³以	いることから、告示によって定められた測定方法及び測定
トリクロロエチレン	下であること。	地点等により、同一地点において1年平均値と認められる
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m³以	値を環境基準と比較して評価を行う。
/ r// PP / V	下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m³以	
✓ / HH/// ✓	下であること。	

表 5.1.7-2 大気環境中に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m³以下

② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 「大気汚染防止法」等に基づく排出基準及び指定地域

(ア)硫黄酸化物

「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づくばい煙発生施設に係る硫 黄酸化物の規制基準については、図 5.1.7-1 に示すとおりである。計画地は 26 号地域に該 当する。

なお、「大気汚染防止法」に基づく総量規制及び燃料使用規制については埼玉県では 27 号地域のみが指定地域となっているため、計画地には適用されない。



K 値

根拠法令	大	気 汚 染 防 止	法	埼玉県生活環境保全条例
項目	法第3条第2項	法第3条第2項	法第3条第3項 (特別排出基準)	条 例 第 50 条
地域	(地域区分)	(一般排出基準)	S49. 4. 1以降設置	新設・既設の区別なし
	27号地域	3.5	2.34	9. 0
	26号地域	9. 0	_	14.5
100	28号地域	14.5	_	17.5
	100号地域	17.5	_	17.5

出典: 「埼玉県の大気規制(固定発生源)ばい煙関係」(平成28年4月、埼玉県環境部大気環境課)

図 5.1.7-1 硫黄酸化物に係る K 値規制図

(イ)ばいじん

ばい煙発生施設のうち、本事業において設置の可能性が考えられるボイラー及びガスター ビンの「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準は、表 5.1.7-3 に示すとおりである。

表 5.1.7-3 「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準(抜粋)

ばい煙発生施設の 種類		規模 標準酸素 -		一般排出	備考	
		(最大排ガス量) (万 m ³ N/h)	濃度 (On%)	基準 (g/m³N)	一般排出基準 (g/m ³ N)	On の扱い
	ガス専焼	4以上	5	0.05	_	
	ボイラー	4 未満	Э	0.10	_	_
	一 液体専焼及び液体・ガス混焼ボイラー	20 以上		0.05	既設は当分の間 0.07	_
ボイラー		4 ~ 20	4	0.15	既設は当分の間 0.18	l
		1~4		0.25	_	
		1 未満		0.30	_	当分の間 Os
ガスタービン		_	16	0.05	昭和63年1月31 日までに設置され た施設及び非常 用施設は当分の 間適用を猶予す	

注)1. 既設とは昭和57年6月1日以前に設置された施設をいう。

^{2.} 標準酸素濃度が Os とは、標準酸素濃度補正を行わないことを意味する。

(ウ)窒素酸化物

ばい煙発生施設のうち、本事業において設置の可能性が考えられるボイラー及びガスター ビンの「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物の排出基準は、表 5.1.7-4 に示すとおりであ る。

また、有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素等についても、ばい煙発生施設の種類ごとに「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排出基準が定められている。

表 5.1.7-4 「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物の排出基準

ばい煙	植設の種類	規模 (最大排ガス量) (万 m ³ N/h)	標準酸素 濃度 (On%)	排出基準 ^{*4} (ppm)
		50 以上		60
		10~50		100
	ガス専焼ボイラー	4~10	5	100
		1~4		130
		1 未満		150
	│ │ 排煙脱硫装置付※¹	50 以上		130
ボイラー	排煙脱帆装置的 液体燃焼ボイラー(液・ ガス混焼も含む)	4~50	4	150
		1~4		150
		1 未満		180
	液体燃焼ボイラー* ² (液・ガス混焼も含む)	50 以上		130
		4~50	4	150
		1~4	4	150
		1 未満		180
		4.5 以上		
	ガス専焼	4.0~4.5		
ガスタービン ^{※3}		4.0 未満	1.0	70
		4.5 以上	16	10
	液体燃焼	4.0~4.5		
		4.0 未満		

注)※1. 昭和 52 年 6 月 18 日以前に排煙脱硫装置をつけたもの(排ガス量が 1 万 $\mathrm{m}^3\mathrm{N/h}$ 未満のものについては、昭和 52 年 9 月 10 日以前)。

^{※2.} 液体燃焼ボイラーのうち昭和 52 年 9 月 9 日までに設置された排ガス量が $5,000 \,\mathrm{m}^3 \,\mathrm{N/h}$ 未満の 過負荷燃焼型のものは適用が除外される。

^{※3.} 非常用施設については、当分の間、排出基準は適用されない。

^{※4.} 排出基準については、ボイラーは昭和 52 年 9 月 10 日以降、ガスタービンは平成 3 年 2 月 1 日 以降に設置のものについての数値。

(I)揮発性有機化合物(VOC)

「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物 (VOC) 発生施設に係る排出基準は、表 5.1.7-5 に示すとおりである。

表 5.1.7-5 「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物(VOC)の排出基準

	VOC排出施設	規模要件	排出基準
1	化学製品製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 3,000m³/時以上	600ppmC
2	塗装施設(吹付塗装に限る。)	排風機の排風能力が 100,000m³/時以上	自動車製造の用に供するもの 既設:700ppmC 新設:400ppmC
			その他の塗装施設 700ppmC
	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗 装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が 10,000m ³ 以上	木材・木製品(家具を含む)の 製造に供するもの
3			1,000ppmC
			その他のもの 600ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・粘着シートまたは剥離紙の製造における接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000m³/時以上	1,400ppmC
5	接着の用に供する乾燥施設(木材・木製品の製造の用に供する施設及び 4の項に掲げる施設を除く。)	送風機の送風能力が 15,000m³/時以上	1,400ppmC
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥 施設	送風機の送風能力が 7,000m³/時以上	400ppmC
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 27,000m³/時以上	700ppmC
8	工業製品の洗浄施設(洗浄の用に供する乾燥施設を含む。)	洗浄剤が空気に接する面 の面積が 5m ² 以上	400ppmC
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパス カルを超える揮発性有機化合物の貯 蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部 浮屋根式を含む。)のものを除く。)	容量が 1,000kL 以上	新設 全て:60,000ppmC 既設 2,000kL 以上:60,000ppmC 2,000kL 未満:当分の間猶予

- 注)1. 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設において、送風機がない場合は、送風機の排風能力を規模の指標とします。また、複数ある場合には、その能力を合算する。
 - 2. 「送風機」は、施設内循環のみを目的に設置される場合、規制対象に含まれないものとする。
 - 3.「乾燥施設」には、「焼付施設」も含まれ。
 - 4. 「乾燥施設」は、VOC を蒸発させるもの、「洗浄施設」は、VOC を洗浄液として使用しているものとする。
 - 5. 既設とは、平成18年4月1日において現に設置されている施設である(設置の工事が着手されているものを含む)。
 - 6. ppmCとは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百分率を示す。
- 出典: 「埼玉県の大気規制 揮発性有機化合物 (VOC)・炭化水素類関係」(平成 28 年 4 月、埼玉県環境部 大気環境課)

(オ)炭化水素

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素類の発生施設に係る規制基準及び規模要件は、表 5.1.7-6(1)~(2)に示すとおりである。

表 5.1.7-6(1) 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素類の規制基準

	施設の種類	規制基準
1	貯蔵用屋外タンク	778 114 CE 1
1	灯 楓 用 座 タト タ ノク	1 タンクの色を白色、銀白色等の淡彩色とし、浮屋根式タンク、内部浮屋根式タンクまたはこれらと同等以上の炭化水素類の排出を抑制する効果を有する構
		造とし、適正に管理すること。
	公油 田 地 て わいた	2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
2	給油用地下タンク	1 タンク自動車のタンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること。
		2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
3	出何用ローアインク	1 出荷用の固定された貯蔵タンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させ
	1 – 4	ること。
	ひこくなり ラン・ギ田	2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
4		処理設備(内蔵されるものを含む。)を設置し、適正に稼働させること。
_	乾燥機 製造設備	1 依明でも7番生し ※エルベロトファト
5	製垣散佣	1 密閉できる構造とし、適正に管理すること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
-	/+ m +/- ≥n	
6	使用施設	1 専ら製品の塗装、グラビア印刷、金属印刷若しくは軟包装印刷またはプラスチ
		ックを用いるラミネート製品の製造を業としている使用施設
		・規制基準:イ、ロまたはハ(いずれかを選択することができる)
		2 1 を除く使用施設
		・規制基準:イまたはロ(いずれかを選択することができる)
		【相知 ***
		【規制基準】 イ 使用施設を設置する工場または事業場における A の値が 30%以下である
		こと。
		原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量(kg)
		$A = {}$
		原材料の年間使用料(kg)
		 ロ 使用工場等における次の式により算定される B の値が 50%以下であるこ
		と。
		⊆ ∘
		原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量(kg)
		B=
		(84) 111대시시테 [오 및 에 그리트 무리 (14 대 (15 (15 대 (15 ())))))))))))))))))))))))))))))))))
		ハ 処理設備を設置し、適正に稼働させること。

注) 施設の種類ごとに定められた規制基準のいずれかに該当すること。

出典: 「埼玉県の大気規制 揮発性有機化合物 (VOC)・炭化水素類関係」(平成 28 年 4 月、埼玉県環境部大気環境課)

表 5.1.7-6(2) 指定炭化水素類発生施設

	施設の種類	規制対象規模
1	貯蔵用屋外タンク	炭化水素類を貯蔵するため屋外に固定されたタンク(一タンクの貯蔵容量が
		500kL 以上のもの)
2	給油用地下タンク	燃料として給油する炭化水素類を貯蔵するため地下に設置されたタンク(一事業
		所における当該タンクの貯蔵容量の合計が 27kL 以上となる事業所に設置されて
		いるもの)
3	出荷用ローディング	出荷する炭化水素類を貯蔵するための固定されたタンクに設置されているもの
	アーム	(一事業所におけるタンクの貯蔵容量の合計が 1,000kL 以上となる事業所に設
		置されているもの)
4	ドライクリーニング用	ドライクリーニング溶剤として炭化水素類等を使用するすべての洗濯機の洗濯定
	乾燥機	格能力の合計が 23kg 以上となる事業所に設置されているもの
5	製造設備	炭化水素類等の製品(食料品を除く。)を製造する設備のうち、ろ過、混合、撹拌
		または加熱をする設備で、その設備の定格容量が 180L 以上であること
6	使用施設	物(食料品を除く。)の製品において炭化水素類(燃料として使用するものを除
		く。)を使用する規則で定める施設※
		炭化水素類等の最大の使用量の合計が一日当たり 500kg 以上、また
		は当該炭化水素類等に含まれる揮発性物質の最大の使用量の合計が
		一月当たり 5,000kg 以上である事業所に設置されている施設が対象
		义相则不宁达7.扩积 (相则篇 20. 条篇 0. 預 相则则丰盛 2)
		※規則で定める施設(規則第30条第2項、規則別表第3) ①塗装の用に供する施設(塗装、乾燥または焼付け施設)
		②印刷の用に供する施設(望級、乾燥または焼付け施設)
		③接着の用に供する施設(接着または乾燥施設)
		④その他の施設(洗浄、乾燥、焼付け、分離、混合、吸収、精製、晶出、蒸発、
		蒸留、抽出、濃縮、合成、分解、重合、反応を行うもの)

注)※:「指定炭化水素類発生施設」は、高圧ガス保安法の適用を受ける施設を除く。

イ. 自動車 NOx・PM 法に基づく対策地域

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づき、埼玉県では61市町村が対策地域にしてされており、和光市についても対策地域に指定されている。対策地域については、図5.1.7-2に示すとおりである。



図 5.1.7-2 自動車 NO_x-PM 法対策地域

(2)水 質

① 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は表 5.1.7-7 に、河川及び湖沼に係る「生活環境の保全に関する環境基準」は表 5.1.7-8(1)~(6)に、地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 5.1.7-9 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質に係るダイオキシン類の環境基準は表 5.1.7-10 に示すとおりである。

表 5.1.7-7 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備老

- 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2. 「検出されないこと」とは、環境庁告示により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

表 5.1.7-8(1) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目		環境基準					
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
	水道1級、自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	
Δ	水道 2 級、水産 1 級、水浴及 びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	
В	水道 3 級、水産 2 級及びC以 下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	
1 ()	水産 3 級、工業用水 1 級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	_	
D	工業用水 2 級、農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上		
Е	工業用水3級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	_	

備考

- 1. 基準値は、日間平均値とする。
- 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる)。
- 注)1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2. 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級 :沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産1級 :ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級 :サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級 :コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級 :沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全 :国民の目常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 5.1.7-8(2) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		基準値	
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温 域を好む水生生物及びこれらの 餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生 物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L以下
備考	年間平均値とする		•	

基準値は、年間平均値とする。

表 5.1.7-8(3) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準:湖沼)

項目		基準値					
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
ΛΛ	水道 1級・水産 1級 自然環境保全及び A 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	
	水道 2、3級・水産 2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
В	水産3級・工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	ı	
С	工業用水2級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	_	

備考

- 1. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 注)1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 2. 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 水道 2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3. 水産 1 級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用水産 2 級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用水産 3 級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 - 4. 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 - 5. 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

表 5.1.7-8(4) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準:湖沼)

項目	到田口竹の茶内坪	基準値		
類型	利用目的の適応性	全窒素	全 燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げ るもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L 以下	
П	水道 1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産 1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下	
Ш	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄 に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
V	水産3種、工業用水、 農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	

備考

- 1. 基準値は、年間平均値とする。
- 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。
- 注)1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - - 水道2級 :沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 水道3級 :前処理等を伴う高度の浄化操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去
 - が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 - 3. 水産1種 :サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物 用
 - 水産2種:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 - 水産3種 :コイ、フナ等の水産生物用
 - 4. 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

表 5.1.7-8(5) 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)

項目			基準値	
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温 域を好む水生生物及びこれらの 餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L以下
備考 基準値は、	年間平均値とする。		•	

表 5.1.7-8(6) 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)

水系•水域	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値		
小术 小城	水生生物が生息・丹生産する物の適応性	底層溶存酸素量		
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上		
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水 生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段 階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が 再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上		
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上		
備考 基準値は、年間平均値とする。				

表 5.1.7-9 地下水の環境基準

項 目	環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

- 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2. 「検出されないこと」とは、環境庁告示により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 または 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 または 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 または 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

表 5.1.7-10 水質に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値(年間平均値)
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

注)水底の底質を除く。

② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 水質汚濁防止法等に基づく排水基準、及び指定水域または指定地域

水質汚濁に関しては、「水質汚濁防止法」に加え埼玉県における「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例(上乗せ条例)」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水規制等が設定されている。

「埼玉県生活環境保全条例」では、指定排水施設及び指定作業等に係る規制基準が設定されており、公共用水域に排出される水について規制基準が適用されている。

なお、本事業において発生する排水については、公共下水道に放流する計画であるため、 上記の排水基準の適用を受けないが、表 5.1.7-11 に示すとおり、「下水道法」に基づく特定 事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準の適用を受ける。

表 5.1.7-11 「下水道法」に基づく特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準

項目	排出基準	項目	排出基準
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下	ベンゼン	0.1mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L以下	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
有機燐化合物	1mg/L以下	ほう素及びその化合物	10mg/L以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下	は7条及いての旧台物	230mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下	ふっ素及びその化合物	8mg/L以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下	かり来及しての旧目物	15mg/L以下
水銀及びアルキル水銀そ	0.005mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
の他の水銀化合物		フェノール類	5mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	銅及びその化合物	3mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	亜鉛及びその化合物	2mg/L以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/L以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	クロム及びその化合物	2mg/L以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	ダイオキシン類	10pg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	アンモニア性窒素、亜硝 酸性窒素及び硝酸性窒 素含有量	380mg/L 未満
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	水素イオン濃度(pH)	5~9mg/L 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600mg/L 未満
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	浮遊物質量(SS)	600mg/L 未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	ノルマルヘキサン抽出物 質含有量(鉱油類含有 量)	5mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	ノルマルヘキサン抽出物 質含有量(動植物油脂 類含有量)	30mg/L以下
チウラム	0.06mg/L 以下	窒素含有量	240mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下	燐含有量	32mg/L 未満
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下	沃素消費量	220mg/L 未満

注)ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物の上段の数値については、河川その他の公共の水域を放流 先とする公共下水道もしくは流域下水道または当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場 合の基準を、下段の数値については、海域を放流先とする公共下水道もしくは流域下水道または当該流域下 水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合の基準を示す。

(3)騒 音

① 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

和光市における「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準の地域の区分及び基準は、表 5.1.7-12 に示すとおりである。

計画地は、市街化調整区域に位置しており、一般地域のB類型の基準の適用を受ける。

表 5.1.7-12 騒音に係る環境基準

単位:dB

			時間(時間の区分		
	地域の類型/地域の区分			夜 間 (午後 10 時~ 午前 6 時)		
	А	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55	45		
一般地域	В	第1種住居地域 第2種住居地域、 準住居地域 用途地域の定めのない地域	55	45		
	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	準工業地域	60	50		
道路に面する地域		A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する 道路に面する地域	60	55		
		B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60		
幹線交通を担	う道路	こ近接する空間(特例)*	70	65		

[※]個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。

- 注)1. 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
 - 2.「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。
 - ・2車線以下の車線を有する道路 15メートル
 - ・2車線を超える車線を有する道路 20メートル

② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 騒音規制法に基づく特定建設作業の規制基準

和光市における「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準の区域の区分及び基準は、表 5.1.7-13 に示すとおりである。

計画地は、市街化調整区域に位置しており、1号区域の基準が適用される。

表 5.1.7-13 「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

単位:dB

	基準種別	44 -4- 74 -5B 11 - NV	敷地境界	作業時刻		作業期間に	
区域の	7区分	特定建設作業	における 基準	に関する 基準	に関する 基準	関する 基準	する 基準
	用途地域の指定のない 区域 都市計画区域の指定の ない区域 上記以外の区域で、学 校、保育所、病院、有床 診療所 図書館 梅別	作業 6 バックホウを使用 する作業 7 トラクターショベル を使用する作業 8 ブルドーザーを使 用する作業	85	時 の で あ う も ら ち ら ち ら ち り で も り ら り ら り ら り ら り ら り も り も り ら り も り も	1 日 14 時 間を越え	連続 6 日 を超えない こと	日曜・休日でないこと

注)1. 基準を上回る騒音を発生している場合に改善勧告または命令を行うに当たり、騒音防止対策のほかに、1日当たりの作業時間を※欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮することができる。

^{2.} 作業時間に関する基準は、開始した日に終わる建設作業については適用しない。また、災害その他の非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合なども適用しない。

イ. 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

和光市における「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度の区域の区分及び要請限度は、表 5.1.7-14 に示すとおりである。

計画地は、市街化調整区域に位置しており、b区域の限度が適用される。

表 5.1.7-14 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

単位:dB

区域の区分		時間の区分	
		昼 間 (午前 6 時~ 午後 10 時)	夜 間 (午後 10 時~ 午前 6 時)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路 に面する区域	65 (75)	55 (70)
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道 路に面する区域	70 (75)	65 (70)
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道 路に面する区域及びc区域のうち車線を有 する道路に面する区域	75 (75)	70 (70)

- 注)1.()内の数値は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度である。
 - 2. a区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域

b区域:第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域

c区域:近隣商業地域、商業地域及び準工業地域及び工業地域

ウ. 騒音規制法等に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

和光市における「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準の区域の区分及び基準は、表 5.1.7-15 に示すとおりである。なお、和光市では、「埼玉県生活環境保全条例」に関しては「和光市騒音及び振動の規制基準等を定める規則」により必要事項を定めている。

計画地は、市街化調整区域に位置しており、第2種区域の基準が適用される。

表 5.1.7-15 「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る 騒音の規制基準

単位:dB

時間区分 区域の区分	昼間 (午前8時~午後7時)	朝·夕 (午前6時~午前8時) (午後7時~午後10時)	夜間 (午後10時~午前6時)
第1種区域	50	45	45
第2種区域	55	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	60

注)1. 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区分は、次のとおりである。

第1種区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第

第2種中高層住居専用地域

第2種区域:第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

第3種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第4種区域:工業地域、工業専用地域のうち、工業専用地域を除く都市計画区域との境界線から内部への 水平距離が100mまでの区域

2. 第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、表に掲げる数値から5dB減じた値である。

(4)振 動

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 振動規制法に基づく特定建設作業の規制基準

和光市における「振動規制法」に基づく特定建設作業振動に係る規制基準の区域の区分及び基準は、表 5.1.7-16 に示すとおりである。

計画地は、市街化調整区域に位置しており、1号区域の基準が適用される。

表 5.1.7-16 「振動規制法」に基づく特定建設作業振動に係る規制基準

単位:dB

注)1. 基準を上回る振動を発生している場合に改善勧告または命令を行うに当たり、振動防止対策のほかに、1日当たりの作業時間を※欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮することができる。

^{2.} 作業時間に関する基準は、災害その他の非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などは適用しない。

イ. 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

和光市における「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 5.1.7-17 に示すとおりである。

計画地は、市街化調整区域に位置しており、第1種区域の限度が適用される。

表 5.1.7-17 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

単位:dB

	時間の区分	昼間	夜間
区域の区分		(午前8時~午後7時)	(午後7時~午前8時)
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない地域	65	60
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70	65

ウ. 振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

和光市における「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準の区域の区分及び基準は、表 5.1.7-18 に示すとおりである。なお、和光市では、「埼玉県生活環境保全条例」に関しては「和光市騒音及び振動の規制基準等を定める規則」により必要事項を定めている。

計画地は、市街化調整区域に位置しており、第1種区域の基準が適用される。

表 5.1.7-18 「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく 特定工場等に係る振動の規制基準

単位:dB

	時間区分	昼間	夜間
区域区分		(午前8時~午後7時)	(午後7時~午前8時)
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない地域	60	55
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65	60

注)学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、表に掲げる数値から5dB減じた値である。

(5)土壌汚染

① 環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準は表 5.1.7-19 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌汚染に係るダイオキシン類の環境基準は表 5.1.7-20 に示すとおりである。

表 5.1.7-19 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg に
カトミグム	つき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
M	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)において
似 术	は、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg について 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

表 5.1.7-20 土壌に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

(6)地盤沈下

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

和光市は、「工業用水法」及び「建築物用地下水採取の規制に関する法律」の規制地域には指定されていない。

「埼玉県生活環境保全条例」では、地下水の採取により地盤の沈下が生じている地域を第一種指定地域、地盤及び地下水の状況から地盤の沈下が生ずるおそれがあると認められる地域を第二種指定地域として、地下水の採取を規制する地域として指定しており、和光市は第一種指定地域に指定されている。

(7)悪 臭

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

和光市は、「悪臭防止法」に基づき、市内全域を規制地域に指定しており、規制基準としては、人間の嗅覚に基づく臭い全体の強さで規制する「臭気指数規制」を採用している。

「悪臭防止法」に基づく規制基準は、表 5.1.7-21 に示すとおりである。

計画地は、用途地域の指定のない区域に該当する。

	敷地境界(1 号基	準)		
	第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	工業地域 工業専用地域	排出口 (2 号基準) (Nm³/h)	排出水 (3 号基準) (mg/L)
	近隣商業地域 商業地域 用途地域の指定のない区域			
臭気指数	15	18	注 1	注 2

表 5.1.7-21 「悪臭防止法」に基づく規制基準

- 注) 1. 悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した値(工場・事業場の測定状況 ごとに、指定された拡散式を用いて算定した値)
 - 2. 悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に定める方法により算出した値 (敷地境界の規制基準に 16 を加算した値)

(8)景 観

計画地及び周辺地域が位置する関係市区は、景観法に基づく景観行政団体であり、それぞれ良好な景観の形成を推進すること等を目的とした景観条例が制定されており、和光市では「和光市景観条例」が制定されている。

なお、計画地は、「和光市景観計画」及び「和光市景観条例」に基づく和光市全域を対象とした景観計画区域に指定されており、建築物の新築等に際しては景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に沿った景観形成基準が設定されている。

(9)廃棄物

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、また埼玉県では「埼玉県生活環境保全条例」において、発生抑制、適正処分等に関する事業者の責務が定められている。また、和光市では「和光市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」において、廃棄物の減量及び適正処分に関する事業者の責務が定められている。

埼玉県では、平成28年3月に「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定している。この計画は、平成28~32年度を計画期間とし、「廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会を目指して」を目指す方向性に掲げ、具体的には平成32年度の目標値を設定、「3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「環境産業の育成」、「災害廃棄物対策の推進」を達成するための4つの柱として施策を展開することとしている。

なお、和光市では、平成25年3月に平成25~34年度を計画期間とする「第五次和光市一般廃棄物処理基本計画」を策定しており、事業系ごみについても具体的な減量目標を掲げている。

(10)地球温暖化

地球温暖化については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、特定排出者 (温室効果ガスを相当程度多く排出する者)に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。また、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」において、エネルギー使用量(原油換算値)が 1,500kL/年以上の事業者の目標である中長期的にみて年平均 1%以上のエネルギー消費原単位の低減に加え、具体的な指針として「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」が制定されており、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者及び荷主に対しても、省エネルギー計画の策定、エネルギー使用量の報告の義務付けに加え、電気の需要の平準化に資する措置に関する指針が制定されている。

埼玉県では、平成27年5月に「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050(改訂版)」を策定している。この改訂版は、計画期間の平成21(2009)~32(2020)年度の中間年に当たる平成26年度に見直しを行ったもので、2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量(需要側)の2005年比21%削減を目標としている。

また、平成21年4月に、地球温暖化対策に関し必要な事項を定め、県、事業者、県民、環境保全活動団体等が協働して地球温暖化対策を推進することにより、低炭素社会を実現し、もって良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的に、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」が制定されている。

(11)自然関係法令等

計画地及び周辺地域における自然環境保全に係る法令等による指定の状況は、表5.1.7-22(1)~(2)に示すとおりである。

計画地は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく特定猟具使用禁止区域 (銃)、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく地下水採取規制地域などに指定されている。

表 5.1.7-22(1) 計画地及び周辺地域の自然関係法令等に基づく指定等の状況

		指定等の有無			
		指定地域	計画地	調査対象地域	関係法令等
		国立公園	×	×	自然公園法
	自然公園	国定公園	×	×	日然公園伝
ļ	日然公園	県立自然公園	×	×	埼玉県立自然公園条例
		都立自然公園	_	×	東京都自然公園条例
į		原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
	自然環境	自然環境保全地域	×	×	日
	日 公 現 児 保 全 地 域	県自然環境保全地域	×	×	埼玉県自然環境保全条例
	体主地域	都自然環境保全地域	_	×	東京における自然の保護と回復に関 する条例
自然	自然遺産		×	×	世界遺産条約
保護		近郊緑地保全区域	×	0	首都圈近郊緑地保全法
関連	緑地	特別緑地保全地区	×	0	都市緑地法
		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種 の保存に関する法律
ļ		国指定鳥獣保護区	×	×	
ļ		県指定鳥獣保護区	×	0	
		特別保護地区	×	×	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関
		特定猟具使用禁止区域(銃)	0	0	する法律
		指定猟法禁止区域	×	×	
		登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	ラムサール条約
	急傾斜地崩	崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に 関する法律
	地すべり防	止区域	×	×	地すべり等防止法
į	砂防指定地	<u>t</u>	×	×	砂防法
į	保安林		×	×	森林法
国土	河川区域		×	0	河川法
医工	河川保全区	区域	×	0	例川伝
関連	土砂災害誓	肇戒区域	×	×	土砂災害防止法
因进			×	×	工業用水法
	サイヤを	5 +11 451 444 45°	×	×	建築物用地下水の採取の規制に関 する法律
	地下水採耳	X 玩 削 地 喫	0	0	埼玉県生活環境保全条例
				0	都民の健康と安全を確保する環境に 関する条例
土地	市街化調團		0	0	都市計画法
利用	農用地区域	戉	×	×	農業振興地域の整備に関する法律
関連	地域森林計	十画対象民有林	×	0	森林法

注)調査対象地域:計画地周辺 3km の範囲

表 5.1.7-22(2) 計画地及び周辺地域の自然関係法令等に基づく指定等の状況

		化少数	の七年	
长令批析			の有無	
	指定地域	計画地	調査対	関係法令等
		前四地	象地域	
		X	×	文化財保護法
		×	0	埼玉県文化財保護条例
		×	0	和光市文化財保護条例
文化	 史跡・名勝・天然記念物	_	\circ	朝霞市文化財保護条例
財	(国·県·都·市·区指定)	_	×	さいたま市文化財保護条例
保護		_	0	戸田市文化財保護条例
		_	0	東京都文化財保護条例
		_	0	東京都板橋区文化財保護条例
		_	X	練馬区文化財保護条例
	風致地区	X	0	都市計画法
		0	0	和光市景観条例
景観		_	0	朝霞市景観条例
保全	景観計画区域	_	0	さいたま市景観条例
水土	宋 既 四 凸	_	0	戸田市都市景観条例
		_	0	東京都板橋区景観条例
		_	0	練馬区景観条例

注)調査対象地域:計画地周辺 3km の範囲

5.2 自然的状況

5.2.1 気象、大気質、騒音、振動等の状況

(1)気象

① 降水量・気温・日照時間

計画地周辺の気象観測所は、図 5.2.1-1 に示す練馬地域気象観測所及びさいたま地域 気象観測所である。練馬地域気象観測所における平成 27 年の気温、降水量、日照時間及 び過去 10 年間の推移については表 5.2.1-1~2 に、さいたま地域気象観測所における平成 27 年の気温、降水量、日照時間及び過去 10 年間の推移については表 5.2.1-3~4 に示すと おりである。

練馬地域気象観測所における気象の状況は、平成 27 年の年間降水量は 1,647.0mm、日平均気温は 16.1 $^{\circ}$ 、最高気温は 30.9 $^{\circ}$ 、最低気温は 0.7 $^{\circ}$ 、年間の日照時間は 1,958.8 時間であり、過去 10 年間では、年間降水量は 1,344.0 $^{\circ}$ 1,990.0mm、年平均気温は 15.4 $^{\circ}$ 16.3 $^{\circ}$ 、日照時間は 1,418.4 $^{\circ}$ 2,137.1 時間である。

表 5.2.1-1 練馬地域気象観測所における気象の状況(平成 27年)

	降	水量(mm)				気温(℃)			日照
月	合計	日最大	最大		平均		最高	最低	時間
		口取八	1 時間	日平均	日最高	日最低	取同	取囚	(h)
1	71.0	31.0	12.0	5.0	9.7	0.7	15.9	-3.7	189.0
2	46.0	12.5	3.5	5.1	9.9	0.8	17.9	-3.6	173.4
3	85.5	29.0	8.0	9.8	15.0	5.1	23.7	-1.6	187.2
4	102.5	29.5	5.5	14.4	19.6	9.6	28.7	1.4	157.0
5	82.5	62.0	33.5	21.1	26.8	16.1	31.8	10.7	245.1
6	197.5	31.0	29.5	22.2	26.8	18.6	31.4	13.8	127.5
7	250.0	85.5	27.0	26.6	30.9	23.3	37.2	18.6	179.7
8	150.5	52.5	37.0	26.7	30.6	23.7	38.2	17.4	123.6
9	396.5	140.0	27.0	22.5	26.2	19.7	32.8	16.1	105.4
10	66.5	31.0	28.5	18.1	22.3	14.2	27.3	9.1	178.8
11	131.5	32.5	11.5	13.4	17.2	10.0	23.5	2.3	122.2
12	67.0	55.0	15.0	8.6	13.0	4.6	24.6	-0.1	169.9
年間	1,647.0	140.0	37.0	16.1	30.9	0.7	38.2	-3.7	1,958.8

出典:「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)

表 5.2.1-2 練馬地域気象観測所における気象の推移(平成 18~27年)

年	降水量(mm)			日照時間		
+	合計	日最大	日平均	最高	最低	(h)
平成 18 年	1,990.0	155.0	15.7	36.8	-4.0	1,418.4
平成 19 年	1,344.0	85.0	16.3	38.7	-0.6	1,789.1
平成 20 年	1,807.0	83.0	15.7	36.6	-2.3	1,685.1
平成 21 年	1,655.5	137.0	16.1	35.1	-2.4	1,686.8
平成 22 年	1,747.5	94.0	16.3	38.2	-2.3	1,936.0
平成 23 年	1,553.5	129.5	15.9	37.9	-3.6	1,978.1
平成 24 年	(41.0)	(38.5)	ı	(11.2)	(-2.2)	(14.6)
平成 25 年	1,527.5	137.0	15.8	38.6	-4.6	2,137.1
平成 26 年	1,740.0	131.0	15.4	37.6	-4.0	2,106.9
平成 27 年	1,647.0	140.0	16.1	38.2	-3.7	1,958.8

注)1.()内の数値は統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けているもの(資料不足値)。

出典:「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)

^{2.} 練馬地域気象観測所は、平成24年に移転している。

さいたま地域気象観測所における気象の状況は、平成 27 年の年間降水量は 1,297.0mm、日平均気温は 15.9 $^{\circ}$ 、最高気温は 30.9 $^{\circ}$ 、最低気温は $^{\circ}$ 0.1 $^{\circ}$ 、年間の日照時間は 2025.5時間であり、過去 10 年間では、年間降水量は 1,175.0 $^{\circ}$ 1,703.0mm、年平均気温は 14.9 $^{\circ}$ 15.9 $^{\circ}$ 0、日照時間は,652.7 $^{\circ}$ 2,243.4時間である。

表 5.2.1-3 さいたま地域気象観測所における気象の状況(平成 27年)

	降水量(mm)			気温(℃)					日照
月	合計	日最大	最大		平均		最高	最低	時間
	一百百	日取八	1 時間	日平均	日最高	日最低	取同	取仏	(h)
1	50.5	21.5	9.5	4.5	9.6	-0.1	16.2	-3.9	196.7
2	36.5	9.5	3.0	4.8	9.6	0.2	17.6	-4.8	181.2
3	61.5	22.0	6.5	9.4	14.6	4.0	22.9	-2.5	191.6
4	72.5	18.5	5.0	14.1	19.3	8.8	28.7	0.8	159.5
5	56.5	36.5	23.5	20.8	26.5	15.2	31.5	9.2	244.9
6	181.0	33.0	28.0	22.3	26.9	18.6	31.6	13.9	139.0
7	218.5	114.0	27.0	26.6	30.9	22.8	37.0	18.4	183.7
8	122.5	52.0	23.0	26.6	30.7	23.3	37.6	17.4	130.1
9	319.5	124.5	17.5	22.5	26.3	19.2	32.7	14.2	109.8
10	29.0	9.5	8.5	17.8	22.6	13.1	27.5	7.5	188.2
11	107.5	28.5	10.5	13.2	17.3	9.3	22.6	0.8	121.0
12	41.5	31.5	7.0	8.1	12.9	3.3	19.0	-1.3	179.8
年間	1,297.0	124.5	28.0	15.9	30.9	-0.1	37.6	-4.8	2025.5

出典:「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)

表 5.2.1-4 さいたま地域気象観測所における気象の推移(平成 18~27年)

年	降水量(mm)			日照時間		
+	合計	日最大	平均	最高	最低	(h)
平成 18 年	1,703.0	151.0	15.0	35.8	-7.7	1,652.7
平成 19 年	1,227.0	82.0	15.4	37.6	-3.1	2,140.1
平成 20 年	1,538.0	80.5	14.9	36.0	-4.8	1,962.8
平成 21 年	1,311.0	114.0	15.4	35.1	-4.8	1,864.7
平成 22 年	1,336.5	70.0	15.8	37.9	-5.2	2,068.3
平成 23 年	1,381.5	149.0	15.3	37.6	-6.9	2,147.5
平成 24 年	1,175.0	101.5	15.1	37.2	-6.7	2,141.9
平成 25 年	1,287.5	116.0	15.6	37.7	-6.0	2,243.4
平成 26 年	1,444.5	112.0	15.2	37.2	-5.9	2,220.6
平成 27 年	1,297.0	124.5	15.9	37.6	-4.8	2,025.5

出典:「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)

② 風向・風速

計画地の最寄りの一般環境大気測定局は図 5.2.1-1 に示す和光測定局であり、平成 27年における風向・風速については表 5.2.1-5 に、過去 10年間における風向・風速の推移については表 5.2.1-6 に示すとおりである。

平成27年の年間最多風向は北、平均風速は1.4m/s であり、過去10年間における年間最多風向は北が最も多く、平均風速は1.4~1.8m/s である。

表 5.2.1-5 和光測定局における風向・風速の状況(平成 27年)

П	旦夕国占	平均風速	最	大
月	最多風向	(m/s)	風向	風速(m/s)
1	北北西	1.8	北西	5.9
2	北	1.5	北北西	6.6
3	北北西	1.6	北西	5.9
4	北	1.4	南	5.7
5	南南西	1.5	南南西、南	5.3
6	南	1.3	北	4.6
7	南南西	1.3	南	5.8
8	北	1.2	南	3.8
9	北	1.2	南、西北西	3.5
10	北	1.4	南	5.2
11	北	1.1	北北西、北	3.6
12	北	1.2	北西	4.7
年間	北	1.4	北北西	6.6

出典:「埼玉県の大気状況」(埼玉県環境部大気環境課ホームページ)

表 5.2.1-6 和光測定局における風向・風速の推移(平成 18~27年)

年	具夕風点	平均風速	最	大
11-	最多風向	(m/s)	風向	風速(m/s)
平成 18 年	北	1.8	南	9.0
平成 19 年	北	1.8	南	9.3
平成 20 年	北	1.6	南南西	8.2
平成 21 年	北北東	1.6	南南西	9.2
平成 22 年	南南西	1.6	南南西	9.4
平成 23 年	北北東	1.6	南南西	13.3
平成 24 年	北	1.7	南南西	11.5
平成 25 年	北	1.6	南南西	9.2
平成 26 年	北	1.5	西北西	8.2
平成 27 年	北	1.4	北北西	6.6

出典:「埼玉県の大気状況」(埼玉県環境部大気環境課ホームページ)

(2)大気質

① 大気質の状況

計画地周辺の大気汚染常時監視測定局としては、図 5.2.1-1 に示すとおり、一般環境大 気測定局の和光測定局、戸田測定局、練馬区北町測定局が、自動車排出ガス測定局の和 光新倉自排局、朝霞幸町自排局、さいたま市曲本自排局、さいたま辻自排局及び戸田美女 木自排局が設置されている。また、和光市では、簡易測定法により市内全域の二酸化窒素の 測定を継続して行っている。平成 26 年度における常時監視測定局の各項目の測定結果は 表 5.2.1-7~10 に、和光市による二酸化窒素測定結果の推移は表 5.2.1-11 に示すとおりで ある。

常時監視測定局における環境基準等の達成状況は、二酸化窒素及び二酸化硫黄につい ては両物質とも環境基準を達成しているが、浮遊粒子状物質については、長期的評価は全 て達成しているものの、短期的評価は和光新倉自排局で未達成である。非メタン炭化水素に ついては、測定を行っている全ての測定局が「炭化水素に係る指針」を未達成である。また、 和光市内全域での簡易測定法による二酸化窒素測定結果の年間平均値は、常時監視測定 局の測定結果と同程度であり、平成21年度以降概ね横ばいである。

表 5.2.1-7 二酸化窒素の測定結果(平成 26 年度)

	測定局名	年間平均値 (ppm)	日平均値の 年間 98%値 (ppm)	環境基準の適否 (適○否×)
加世 4本	和光測定局	0.019	0.036	0
一般環境 大気測定局	戸田測定局	0.017	0.036	0
人名的尼加	練馬区北町測定局	0.019	0.038	0
	和光新倉自排局	0.020	0.035	0
自動車排出	朝霞幸町自排局	0.028	0.048	0
ガス測定局	さいたま市曲本自排局	0.025	0.043	0
	さいたま市辻自排局	0.023	0.040	0
	戸田美女木自排局	0.029	0.047	0

出典:「大気汚染常時監視測定結果報告書(平成26年度)」(埼玉県環境部大気環境課)

「大気汚染常時測定局測定結果(平成26年度)」(東京都環境局ホームページ)

環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

表 5.2.1-8 二酸化硫黄の測定結果(平成 26 年度)

	測定局名	年間平均値	日平均値の 2%除外値	環境基準の適否 (適○否×)		
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(ppm)	(ppm)	長期的 評価 ^{※1}	短期的 評価 ^{※2}	
一般環境 大気測定局	戸田測定局	0.001	0.002	0	0	
自動車排出	さいたま市曲本自排局	0.001	0.002	0	0	
ガス測定局	戸田美女木自排局	0.001	0.002	0	0	

出典:「大気汚染常時監視測定結果報告書(平成26年度)」(埼玉県環境部大気環境課)

環境基準:1 時間値の1日平均値が0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm 以下であること。

※1長期的評価:年間における1日平均値について、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価す る。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このよう

な取扱は行わないこととして、その評価を行うものとする。 ※2 短期的評価: 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値については、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価の対

象としないものとする。

注)環境基準の長期的評価及び短期的評価の内容は、以下に示すとおりである

表 5.2.1-9 浮遊粒子状物質の測定結果(平成 26 年度)

	測定局名	年間 平均値 (mg/m³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m³)	2日連続の 有無	環境基準 (適〇 長期的 評価	**の適否 否×) 短期的 評価
60. zm 142	和光測定局	0.021	0.051	無	0	0
一般環境 大気測定局	戸田測定局	0.021	0.051	無	0	0
	練馬区北町	0.022	0.055	無	0	0
	和光新倉自排局	0.023	0.054	無	0	×
卢좠ᆂ바띠	朝霞幸町自排局	0.023	0.056	無	0	0
目	さいたま市曲本自排局	0.032	0.072	無	0	0
>	さいたま市辻自排局	0.023	0.055	無	0	0
	戸田美女木自排局	0.023	0.053	無	0	0

注) ※環境基準:1 時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が0.20mg/m³以下であること。 環境基準の長期的評価及び短期的評価の内容については、p5.2-4 の下欄を参照。

表 5.2.1-10 非メタン炭化水素の測定結果(平成 26 年度)

SE.		年間平均値	6~9 時における	3 時間平均値	指針*の適否
()	刊化问名	(ppmC)	年平均値(ppmC)	最高値(ppmC)	(適○否×)
一般環境 大気測定局	戸田測定局	0.16	0.16	0.75	×
自動車排出	朝霞幸町自排局	0.23	0.27	0.78	×
ガス測定局	戸田美女木自排局	0.21	0.20	0.80	×

注)※「炭化水素に係る指針」(昭和57年1月、中央公害対策審議会答申)の内容は以下に示す。

午前6時から午前9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること。 出典:「大気汚染常時監視測定結果報告書(平成26年度)」(埼玉県環境部大気環境課)

表 5.2.1-11 和光市による二酸化窒素測定結果の推移(簡易測定法)

単位:ppm

					, 1 I- I- I						
左 庇	市内全域										
年 度	春 季	夏 季	秋 季	冬季	年間平均値						
平成 21 年度	0.019	0.017	0.029	0.027	0.023						
平成 22 年度	0.015	0.016	0.024	0.021	0.019						
平成 23 年度	0.026	0.013	0.021	0.024	0.021						
平成 25 年度	0.016	0.010	0.025	0.027	0.020						
平成 27 年度	0.016	0.011	0.018	0.031	0.019						

注)平成24年度及び平成26年度は測定を行っていない。

② 苦情の状況

平成 26 年度における和光市の公害に関する苦情件数は、表 5.2.1-12 に示すとおりであり、 大気汚染に関する苦情は 14 件であった。

表 5.2.1-12 和光市の公害苦情件数(平成 26 年度)

種別 市名	大気 汚染	水質 汚濁	騒 音	振動	悪臭	土壌 汚染	地盤 沈下	その他	総数
和光市	14	5	18	0	13	_*	_*	0	50

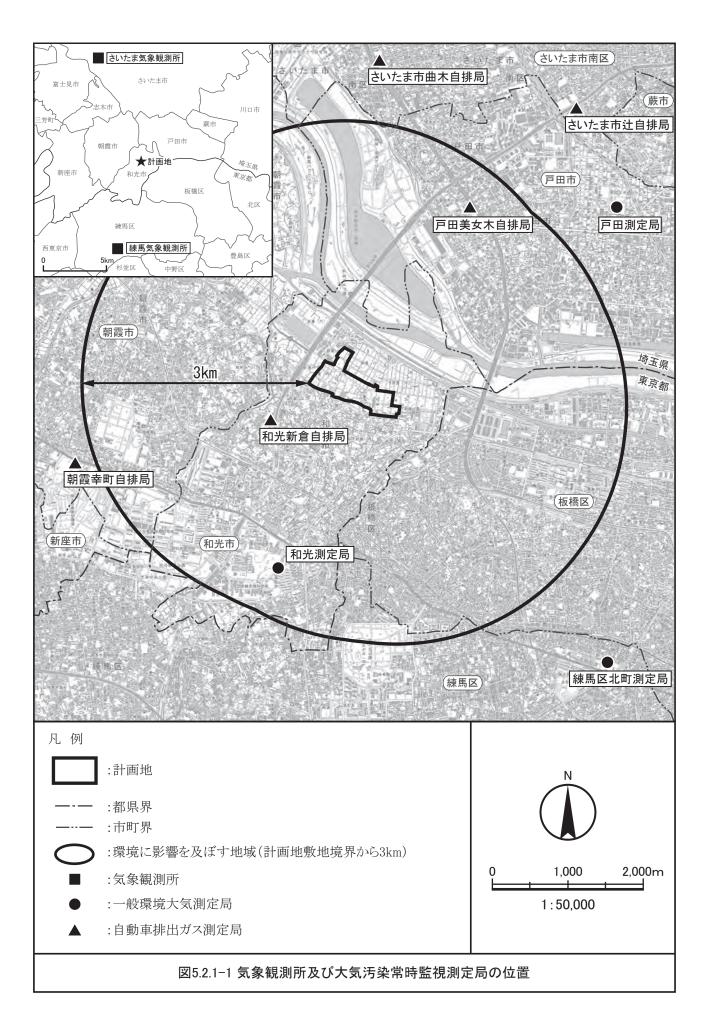
注)※:該当数字なし

出典:「統計わこう 平成 27 年度版」(和光市ホームページ)

出典:「大気汚染常時監視測定結果報告書(平成26年度)」(埼玉県環境部大気環境課)

[「]大気汚染常時測定局測定結果(平成26年度)」(東京都環境局ホームページ)

出典:「大気環境調査結果(各年度)」(和光市ホームページ)



(3)騒 音

① 騒音の状況

計画地周辺における道路交通騒音の点的評価結果は表 5.2.1-13(1)~(2)に、面的評価結果は表 5.2.1-14 に、道路交通騒音の測定地点は図 5.2.1-2 に示すとおりである。

道路交通騒音の点的評価においては、28 測定地点のうち 16 地点で昼間及び夜間、2 地点で夜間に環境基準を超過する値がみられる。また、面的評価においては、計画地南西側の一般都道東京朝霞線(評価区間番号:2010-60140-2)で昼間・夜間とも環境基準を超過する戸数の割合が多くみられる。

表 5.2.1-13(1) 道路交通騒音の点的評価結果(平成 26 年度)

								等信	15騒音に	/ベル(dB)		
		調査道路	測定地点	類型	車線	測分	官値	琈	環境基準	售	罗	更請限周	ŧ
						昼間	夜間	昼間	夜間	適否	昼間	夜間	適否
高速 道路	1	東京外環自動車道	練馬区大泉町 3-2	В	6	61	57	70 ○	65 ○	0	75 ○	70 ○	0
	2	一般国道 17 号 (新大宮バイパス(上り))		C	4	73	70	70 ×	65 ×	×	75 〇	70 ○	0
	3	一般国道 17 号 (新大宮バイパス(下り))	戸田市美女木 5-2-16	С	4	73	72	70 ×	65 ×	×	75 〇	70 ×	×
	4	一般国道 298 号	戸田市美女木 4-23-4	С	6	65	61	70 〇	65 〇	0	75 〇	70 ○	0
	5	一般国道 254 号 (川越街道)	朝霞市膝折町2-12	С	4	73	73	70 ×	65 ×	×	75 〇	70 ×	×
	6	一般国道 254 号	朝霞市大字下内 間木	В	2	63	59	70 ○	65 〇	0	75 〇	70 ○	0
国道	7	一般国道 254 号 (川越街道)	和光市広沢 1-4	В	4	72	71	70 ×	65 ×	×	75 〇	70 ×	×
国坦	8	一般国道 17 号 (新大宮バイパス)	板橋区赤塚 8-5	В	2	60	56	70 ○	65 〇	0	75 〇	70 ○	0
	9	一般国道 17 号 (新大宮バイパス)	板橋区高島平 5-12	В	6	63	61	70 〇	65 〇	0	75 〇	70 ○	0
	10	一般国道 254 号 (川越街道)	板橋区成増 1-1	С	4	69	67	70 〇	65 ×	×	75 〇	70 ○	0
	11	一般国道 17 号 (新大宮バイパス)	板橋区高島平 6-1-1	С	9	72	70	70 ×	65 ×	×	75 〇	70 〇	0
	12	一般国道 17 号 (新大宮バイパス)	板橋区赤塚 7-25	А	2	66	64	70 〇	65 〇	0	75 〇	70 〇	0
	13	一般国道 254 号 (川越街道)	板橋区赤塚新町 3-3-9	С	4	72	71	70 ×	65 ×	×	75 〇	70 ×	×

注)調査道路の番号は、図 5.2.1-2 中の番号に対応する。

出典:「平成26年度自動車交通騒音・道路振動実態調査結果」(埼玉県ホームページ)

[「]平成 26 年度自動車交通騒音調査結果」(東京都環境局ホームページ)

表 5.2.1-13(2) 道路交通騒音の点的評価結果(平成 26 年度)

		1			等価略音レベル(dB)								
	調査道路	測定地点	類型	車線	測知	と値	玗	環境基準	售	要	要請 限月	复	
					昼間	夜間	昼間	夜間	適否	昼間	夜間	適否	
14	主要地方道朝霞蕨線	戸田市美女木東 2-5-1	С	2	70	68	70 ○	65 ×	×	75 〇	70 ○	0	
15	主要地方道朝霞蕨線	朝霞市大字上内 間木	В	2	71	67	70 ×	65 ×	×	75 〇	70 ○	0	
16	主要地方道 和光インター線	和 光 市 新 倉 2-25-29	А	2	66	61	70 ○	65 ○	0	75 〇	70 ○	0	
17	主要地方道 和光インター線	和光市新倉 8-5	В	2	72	70	70 ×	65 ×	×	75 〇	70 ○	0	
18	一般県道新倉蕨線	和 光 市 新 倉1-4-64	А	2	67	63	70 ○	65 ○	0	75 〇	70 ○	0	
19	主要地方道 練馬川口線	和 光 市 白 子 2-1-1	В	4	73	72	70 ×	65 ×	×	75 〇	70 ×	×	
20	一般県道新座和光線	和 光 市 中 央 1-2-9	С	2	65	61	70 ○	65 ○	0	75 〇	70 ○	0	
21	都道 446 号 (特例都道長後赤塚線)	板橋区高島平 1-9-1	В	6	72	67	70 ×	65 ×	×	75 〇	70 ○	0	
22	市道第 3012 号線	戸田市新曽南 2-12-28	В	2	72	67	65 ×	60 ×	×	75 ×	70 ○	×	
23	市道第 3074 号線	戸田市新曽南 3-17-35	С	2	70	66	65 ×	60 ×	×	75 〇	70 ○	0	
24	市道第 4001 号線	戸田市笹目 3-8-6	В	2	69	65	65 ×	60 ×	×	75 〇	70 ○	0	
25	市道 475 号線	和 光 市 本 町 15-51	С	2	65	61	65 ○	60 ×	×	75 〇	70 ○	0	
26	市道 408 号線	和 光 市 南 1-20-50	А	2	67	63	60 ×	55 ×	×	70 ○	65 ○	0	
27	市道 412 号線	和 光 市 白 子 3-22-12	А	2	68	62	60 ×	55 ×	×	70 ○	65 ○	0	
		和 光 市 新 倉 1-35-5	А	1	61	56	55 ×	45 ×	×	65 ○	55 ×	0	
	15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	14主要地方道朝霞蕨線15主要地方道朝霞蕨線16主要地方道和光インター線17主要地方道和光インター線18一般県道新倉蕨線19主練馬川口線20一般県道新座和光線21(特例都道長後赤塚線)22市道第3012 号線23市道第3074 号線24市道第4001 号線25市道 475 号線26市道 408 号線27市道 412 号線28市道 529 号線	14 主要地方道朝霞蕨線 戸田市美女木東 2-5-1 15 主要地方道朝霞蕨線 朝霞市大字上内間木 16 主要地方道和光インター線 2-25-29 和光市新倉8-5 17 主要地方道和光インター線 2-25-29 和光市新倉8-5 18 一般県道新倉蕨線 1-4-64 和光市 前 合 子 2-1-1 19 主要地方道和光市 白子漁馬川口線 2-1-1 和光市中央1-2-9 20 一般県道新座和光線 1-2-9 板橋区高島平1-9-1 21 市道第3012号線	14 主要地方道朝霞蕨線	14 主要地方道朝霞蕨線	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	調査道路 測定地点 類型 車線 <u>限間 夜間 昼間 夜間 昼間 夜間 昼間 夜間 昼間 昼</u>	調査道路 測定地点 類型 車線 測定値 環境基金 長間 夜間 昼間 夜間 日間 下午上内間 日間 下午上内間 日間 下午 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日	調査道路 測定地点 類型 車線 利定値 環境基準 日本 14 主要地方道朝蔵蕨線 戸田市美女木東 2-5-1 日本 15 主要地方道朝蔵蕨線 間本 日本 16 主要地方道朝蔵蕨線 間本 日本 16 主要地方道 和光 市 新 倉 A 2 66 61 70 65 × × 16 主要地方道 和光 市 新 倉 A 2 66 61 70 65 × × 17 18 十	上野地方道朝霞蕨線	調査道路 測定地点 類型 車線 測定値 環境基準 要請限月 日間 夜間 昼間 夜間 適否 昼間 夜間 昼間 夜間 適否 昼間 夜間 日間 夜間 14 主要地方道朝霞蕨線 戸田市美女木東 C 2 70 68 70 65 × 75 70 70 65 × 75 70 70 70 65 × 75 70 70 70 70 65 × 75 70 70 70 70 70 70 70	

注)調査道路の番号は、図 5.2.1-2 中の番号に対応する。

出典:「平成 26 年度自動車交通騒音・道路振動実態調査結果」(埼玉県ホームページ)

「平成 26 年度自動車交通騒音調査結果」(東京都環境局ホームページ)

「自動車騒音の常時監視結果」(独立行政法人国立環境研究所ホームページ)

表 5.2.1-14 道路交通騒音の面的評価結果(平成 26 年度)

単位:戸

					1		•	単位:尸
			における	評価対象	昼間•夜間	昼間のみ	夜間のみ	昼間·夜間
評価区間番号	路線名	騒音レイ	ヾル (dB)	住居等戸数	とも基準値	基準値	基準値	とも基準値
		昼間	夜間	a=b+c+d+e	以下b	以下 c	以下 d	超過 e
2010-10040-1	一般国道 17 号	_	_	50	46	4	0	0
2010-10170-11	一般国道 298 号	64	62	403	334	44	0	25
2010-10170-12	一般国道 298 号	64	62	235	212	14	0	9
2010-10170-13	一般国道 298 号	64	61	199	187	4	0	8
2010-10170-14	一般国道 298 号	64	61	299	299	0	0	0
2010-10280-1	一般国道 17 号	-	_	63	44	19	0	0
2010-40400-2	主要地方道朝霞蕨線	-	_	202	202	0	0	0
2010-42290-1	主要地方道朝霞蕨線	_	-	267	267	0	0	0
2010-42290-2	主要地方道朝霞蕨線	64	59	1,589	1,589	0	0	0
2010-42300-1	主要地方道朝霞蕨線	71	67	78	73	5	0	0
2010-42290-3	主要地方道朝霞蕨線	-	_	245	245	0	0	0
2010-42290-4	主要地方道朝霞蕨線	-	_	1,675	1,675	0	0	0
2010-11060-1	一般国道 254 号	63	59	44	43	1	0	0
2010-10800-1	一般国道 254 号	69	68	738	663	75	0	0
2010-60190-1	一般県道新座和光線	68	66	1,887	1,747	140	0	0
2010-10570-1	一般国道 17 号	60	56	1,398	1,301	0	0	97
2010-10570-2	一般国道 17 号	63	61	707	553	111	0	43
2010-10580-1	一般国道 17 号	70	68	92	74	18	0	0
2010-10840-1	一般国道 254 号	70	68	1,586	1,257	329	0	0
2010-10840-2	一般国道 254 号	-	_	479	479	0	0	0
2010-10850-1	一般国道 254 号	69	67	1,430	1,282	148	0	0
2010-10860-1	一般国道 254 号	69	67	2,436	2,303	133	0	0
2010-41560-1	環状 8 号線	69	69	241	241	0	0	0
2010-10850-1	一般国道 254 号	-	_	1,263	1,258	5	0	0
2010-20-1	東京外環自動車道	61	57	251	246	2	0	3
2010-40-1	関越自動車道	-	-	664	661	1	0	2
2010-60140-1	一般都道東京朝霞線	-	_	507	505	2	0	0
2010-60140-2	一般都道東京朝霞線	-	_	330	273	0	0	57
2010-60140-3	一般都道東京朝霞線	_	-	302	300	0	0	2

注)評価区間番号は、図 5.2.1-2 中の番号に対応する。

出典:「平成 26 年度自動車交通騒音・道路振動実態調査結果」(埼玉県ホームページ)

② 苦情の状況

平成 26 年度における和光市の騒音に関する苦情の件数は、18 件であった(表 5.2.1-12 参照)。

[「]平成 26 年度自動車交通騒音調査結果」(東京都環境局ホームページ)

[「]自動車騒音の常時監視結果」(独立行政法人国立環境研究所ホームページ)

(4)振動

① 振動の状況

計画地周辺の道路交通振動の測定地点は、図 5.2.1-2 に示すとおりである。

各測定地点の平成 26 年度の道路交通振動の測定結果は、表 5.2.1-15 に示すとおりであり、全地点で要請限度を下回っている。

表 5.2.1-15 道路交通振動の測定結果(平成 26 年度)

							振	動レベ	ル	
		調査道路	測定場所	区域	車線			要	請限周	
						昼間	夜間	昼間	夜間	適否
	2	一般国道17号 (新大宮バイパス(上り))	戸田市美女木 4-22-11	2	4	49	47	70 ()	65 ○	0
	3		戸田市美女木 5-2-16	2	4	49	48	70 ○	65 ○	0
日光	4	一般国道 298 号	戸田市美女木 4-23-4	2	6	40	39	70 ○	65 ○	0
国道・	11	首都高速 5 号線+新大 宮バイパス	板橋区高島平 6-1-1	2	9+4	45	44	70 ()	65 ○	0
	12	一般国道17号 (新大宮バイパス)	板橋区赤塚 7-25	1	2	51	51	65 (60	0
	13	一般国道 254 号 (川越街道)	板橋区赤塚新町 3-3-9	2	4	41	38	70 ()	65 ○	0
	14	主要地方道朝霞蕨線	戸田市美女木東 2-5-1	2	2	50	47	70 ()	65 ○	0
県道	22	市道第 3012 号線	戸 田 市 新 曽 2-12-28	1	2	47	39	65 ()	60	0
市道	23	市道第 3074 号線	戸田市新曽南 3-17-35	2	2	47	44	70 ○	65 ○	0
	24	市道第 4001 号線	戸田市笹目 3-8-6	1	2	45	39	65 ○	60	0

注)調査道路の番号は、図 5.2.1-2 中の番号に対応する。

出典:「平成 26 年度自動車交通騒音・道路振動実態調査結果」(埼玉県ホームページ)

「平成27年度板橋区環境白書」(平成28年3月、板橋区)

② 苦情の状況

平成26年度における和光市の振動に関する苦情はない(表5.2.1-12参照)。



5.2.2 水質、底質、水象等の状況

(1)水 質

① 河 川

計画地周辺における河川の水質の測定結果は、表 5.2.2-1~2 に、測定地点の位置は図 5.2.2-1 に示すとおりである。

平成 26 年度の国土交通省、埼玉県及び東京都による水質測定結果では、荒川の笹目橋における SS、黒目川の東橋における pHの測定結果で環境基準に適合しない値がみられたが、その他の地点及び測定項目では環境基準に適合している。

また、和光市では市内を流れる河川の水質測定を継続して行っており、C 類型及び D 類型 に指定されている地点では、平成 23 年度以降、全ての測定項目で環境基準に適合している。

表 5.2.2-1 水質測定結果(平成 26 年度)

		荒川	笹目川		新河岸川		白号	子川	黒目川		a dda Net
		笹目橋	笹目樋管	笹目橋	芝宮橋	徳丸橋	三園橋	別荘橋	東橋	東 境	
項目		C類型	未指定	C類型	D 類型	D 類型	C類型	D 類型	C類型		
		国土交通省	埼玉県	埼玉県	東京都	東京都	埼玉県	東京都	埼玉県	C類型	D類型
рН	_	$7.3 \sim 7.8$	$7.4 \sim 7.9$	$7.1 \sim 7.6$	$7.1 \sim 7.6$	$6.9 \sim 7.6$	$7.3 \sim 7.8$	7.1~8.4	7.4~8.8	6.5以上8.5以下	6.0 以上 8.5 以下
BOD(年度平均)	(mg/L)	3.2	2.8	3.1	3.3	4.2	2.4	0.8	1.3	5 /r D/ T	0 /1 101 =
BOD(75%値)	(mg/L)	3.3	3.2	3.3	4.8	5.2	2.9	1.0	3.3	5mg/L以下	8mg/L以下
SS	(mg/L)	4~65	2~29	3~14	3~16	3~14	1~10	1~30	1~8	50mg/L以下	100mg/L 以下
DO	(mg/L)	7.3~12	4.4~10	6.2~8.8	6.4~9.8	6.3~9.2	6.3~9.7	9.4~14.6	7.7~13	5mg/L 以上	2mg/L以上
大腸菌群数	(MPN/100mL)	8,900	=	6800		=	18,000	=	24,000	=	=
カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0005	<0.0005	<0.0003	ı	<0.0005	_	< 0.0005	0.003 п	g/L 以下
全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	İ	不検出	_	不検出	検出さ	れないこと
鉛	(mg/L)	0.001	0.001	0.001	<0.002	İ	0.001	_	<0.001	0.01 ms	g/L以下
六価クロム	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.01	-	<0.005	-	< 0.005	0.05 mg	g/L 以下
砒素	(mg/L)	0.001	0.001	<0.001	<0.005	-	<0.001	-	<0.001	0.01 mg	g/L以下
総水銀	(mg/L)	<0.0003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	0.0005	ng/L以下
PCB	(mg/L)	不検出.	不検出	不検出	-	-	不検出	-	不検出	検出さ	れないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0005	-	<0.002	-	< 0.002	0.02 mg	g/L 以下
四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	=	<0.0002	=	<0.0002	0.02 mg	g/L以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	< 0.004	<0.0004	<0.0002	-	<0.0004	-	<0.0004	0.04 mg	g/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.002	<0.002	<0.0002	=	<0.002	=	<0.002	0.1 mg	/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレ	(mg/L)	<0.0002	<0.004	<0.004	<0.0002	-	<0.004	-	<0.004	0.04 mg	g/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	-	<0.0005	-	<0.0005	1 mg/	L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0002	=	<0.0006	=	<0.0006	0.006 п	g/L 以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.002	<0.002	<0.001	=	<0.002	=	<0.002	0.01 mg	g/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0005	<0.0005	0.0002	=	<0.0005	=	<0.0005	0.01 mg	g/L以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	_	<0.0002	-	<0.0002	0.002 п	g/L 以下
チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006	0.006 п	g/L 以下
シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	=	<0.0003	=	<0.0003	0.003 п	g/L 以下
チオベンカルブ	(mg/L)	<0.0003	<0.002	<0.002	<0.0003	-	<0.002	=	<0.002	0.02 mg	g/L以下
ベンゼン	(mg/L)	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.0002	-	<0.001	-	<0.001	0.01 mg	g/L以下
セレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002	-	<0.001	-	<0.001	0.01 mg/L 以下	
硝酸•亜硝酸性窒	(mg/L)	1.6	1.8	5.4	5.3	5.5	5.6	=	5.7	10 mg/L以下	
ふっ素	(mg/L)	=	0.13	0.11	0.08	-	0.08	-	0.06	6 0.8 mg/L 以下	
ほう素	(mg/L)	=	0.06	0.04	0.05	-	0.02	-	<0.02	1 mg/	L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	-	<0.005	<0.005	<0.005	_	< 0.005	-	<0.005	0.05 m	g/L 以下

出典:「平成 26 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成 28 年 3 月、埼玉県環境部)

「平成26年度公共用水域水質測定結果」(平成27年9月、東京都環境局)

表 5.2.2-2(1) 和光市による河川の pH 測定結果の推移

		白子川			越戸	⊒]		谷口	1月	
年度	芝屋橋	白子橋	水道橋	土橋	越戸橋	赤池橋	谷中川 合流地点	浅久保橋	地蔵橋	環境基準
	C類型	C類型	D類型	類型なし	類型なし	類型なし	類型なし	類型なし	類型なし	
平成23年度	8.3	8.2	7.2	7.3	7.0	7.8	-	7.4	8.2	C 類型:
平成24年度	8.1	8.1	7.2	7.4	7.1	7.6	7.6	7.4	8.3	6.5~8.5
平成25年度	7.5	7.5	7.0	7.3	7.0	7.2	7.8	7.1	7.8	D 類型:
平成26年度	8.0	7.9	7.4	7.4	7.2	7.5	7.9	7.4	8.1	6.0~8.5
平成27年度	8.0	8.0	7.3	7.2	7.2	7.6	8.5	7.5	8.0	

注) 芝屋橋及び白子橋は平成 23~24 年度は D 類型である。

出典:「平成 23~27 年度河川水質調査結果及び水生生物調査結果」(和光市ホームページ)

表 5.2.2-2(2) 和光市による河川の BOD 測定結果の推移

単位:mg/L

		白子川			越戸	⋾ 川		谷中	1月	
年度	芝屋橋	白子橋	水道橋	土橋	越戸橋	赤池橋	谷中川 合流地点	浅久保橋	地蔵橋	環境基準
	C類型	C類型	D類型	類型なし	類型なし	類型なし	類型なし	類型なし	類型なし	
平成23年度	1.6	1.1	4.2	108.0	1.7	2.0	-	1.0	3.5	C 類型:
平成24年度	1.9	1.1	2.9	10.0	3.2	1.8	2.4	1.7	4.4	5mg/L 以下 D 類型:
平成25年度	1.6	1.2	2.7	12.0	2.4	1.4	3.2	1.5	4.0	ロ類型: 10mg/L 以
平成26年度	1.2	0.8	3.0	4.6	1.2	1.2	2.1	1.1	3.4	下
平成27年度	1.3	0.8	2.7	1.5	0.8	1.3	1.5	1.2	2.5	

注) 芝屋橋及び白子橋は平成 23~24 年度は D 類型である。

出典:「平成 23~27 年度河川水質調査結果及び水生生物調査結果」(和光市ホームページ)

表 5.2.2-2(3) 和光市による河川の SS 測定結果の推移

単位:mg/L

										十 <u>元</u> ·IIIg/ L
		白子川		越戸川				谷中		
年度	芝屋橋	白子橋	水道橋	土橋	越戸橋	赤池橋	谷中川 合流地点	浅久保橋	地蔵橋	環境基準
	C類型	C類型	D類型	類型なし	類型なし	類型なし	類型なし	類型なし	類型なし	C 類型:
平成 23 年度	3.0	2.0	7.0	30.0	3.0	24.0	-	1.0	2.0	50mg/L 以
平成 24 年度	7.0	4.0	6.0	4.0	8.0	17.0	23.0	3.0	5.0	下
平成 25 年度	3.0	2.0	4.0	6.0	2.0	1.0	5.0	6.0	3.0	D 類型:
平成 26 年度	2.4	2.6	5.6	7.0	1.8	2.6	5.0	1.4	3.2	100mg/L 以 玉
平成 27 年度	3.2	2.4	3.8	8.0	1.6	3.0	1.0	2.2	4.2	1.

注)芝屋橋及び白子橋は平成23~24年度はD類型である。

出典:「平成 23~27 年度河川水質調査結果及び水生生物調査結果」(和光市ホームページ)

表 5.2.2-2(4) 和光市による河川の DO 測定結果の推移

単位:mg/L

										平压.1118/12
	白子川			越戸川				谷中	川	
年度	芝屋橋	白子橋	水道橋	土橋	越戸橋	赤池橋	谷中川 合流地点	浅久保橋	地蔵橋	環境基準
	C類型	C 類型	D 類型	類型なし	類型なし	類型なし	類型なし	類型なし	類型なし	C 類型: 5mg/以上
平成26年度	11.2	10.6	7.2	8.1	9.7	10.2	10.0	9.9	10.4	omg/ 以工 D 類型:
平成27年度	12.0	11.0	7.2	7.8	10.1	10.2	12.8	9.5	9.9	2mg/以上

注) 平成 23~25 年度は DO の測定は行っていない。

出典:「平成 23~27 年度河川水質調査結果及び水生生物調査結果」(和光市ホームページ)

② 湖 沼

計画地周辺では、荒川貯水池(彩湖)において国土交通省により水質測定が行われており、 平成26年度の測定結果は表5.2.2-3に示すとおりである。

水質測定結果では、COD、SS、大腸菌群数が環境基準に適合していないが、それ以外の項目は環境基準に適合している。

表 5.2.2-3 水質測定結果(平成 26 年度)

		荒川貯水池(彩湖)	r四 l寸: 寸さ ンサチゥ
項目		荒川貯水池 湖心	環境基準
		A 類型	A 類型
рН	_	7.3~8.3	6.5 以上 8.5 以下
COD(年度平均)	(mg/L)	4.8	3mg/L以下
COD(75%值)	(mg/L)	5.1	Silig/L以下
SS	(mg/L)	1~6	5mg/L 以下
DO	(mg/L)	8.0~12	7.5mg/L以上
大腸菌群数	(MPN/100mL)	4~9,200	1,000 MPN/100mL以下
カドミウム	(mg/L)	<0.0003	0.003 mg/L 以下
全シアン	(mg/L)	不検出	検出されないこと
鉛	(mg/L)	<0.001	0.01 mg/L 以下
六価クロム	(mg/L)	< 0.005	0.05 mg/L 以下
砒素	(mg/L)	0.001	0.01 mg/L 以下
総水銀	(mg/L)	<0.0003	0.0005 mg/L 以下
PCB	(mg/L)	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	<0.0002	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	0.02 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	0.04 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	0.002 mg/L 以下
チウラム	(mg/L)	<0.0006	0.006 mg/L 以下
シマジン	(mg/L)	<0.0003	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	(mg/L)	<0.0002	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	(mg/L)	<0.0002	0.01 mg/L 以下
セレン	(mg/L)	<0.001	0.01 mg/L 以下
硝酸•亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.33	10 mg/L 以下
ふっ素	(mg/L)	0.1	0.8 mg/L 以下
ほう素	(mg/L)	0.03	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	0.05 mg/L 以下

出典:「平成 26 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成 28 年 3 月、埼玉県環境部)

③ 地下水

計画地周辺では地下水の概況調査が行われており、調査結果は表 5.2.2-4 に示すとおりである。

平成26年度においては、板橋区の調査地点でテトラクロロエチレンが環境基準を超過している。

表 5.2.2-4 地下水の概況調査結果(環境基準超過状況)(平成 26 年度)

測定項目	和光市 1 地点	朝霞市 1 地点	さいたま市 2 地点	戸田市 1 地点	練馬区 2 地点	板橋区 2 地点	環境基準 (mg/L)
カドミウム	0	0	0	0	0	0	0.003 以下
砒素	0	0	0	0	0	0	0.01 以下
四塩化炭素	0	0	0	0	0	0	0.002 以下
トリクロロエチレン	0	0	0	0	0	0	0.03 以下
テトラクロロエチレン	0	0	0	0	0	1	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0	0	0	0	0	0	10 以下
ふっ素	0	0	0	0	0	0	0.8 以下
ほう素	0	0	0	0	0	0	1 以下

出典:「平成 26 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成 28 年 3 月、埼玉県環境部) 「平成 26 年度東京の地下水室調査結果」(東京都環境局)

④ 苦情の状況

平成 26 年度における和光市の水質汚濁に関する苦情件数は、5 件であった(表 5.2.1-12 参照)。

(2)底 質

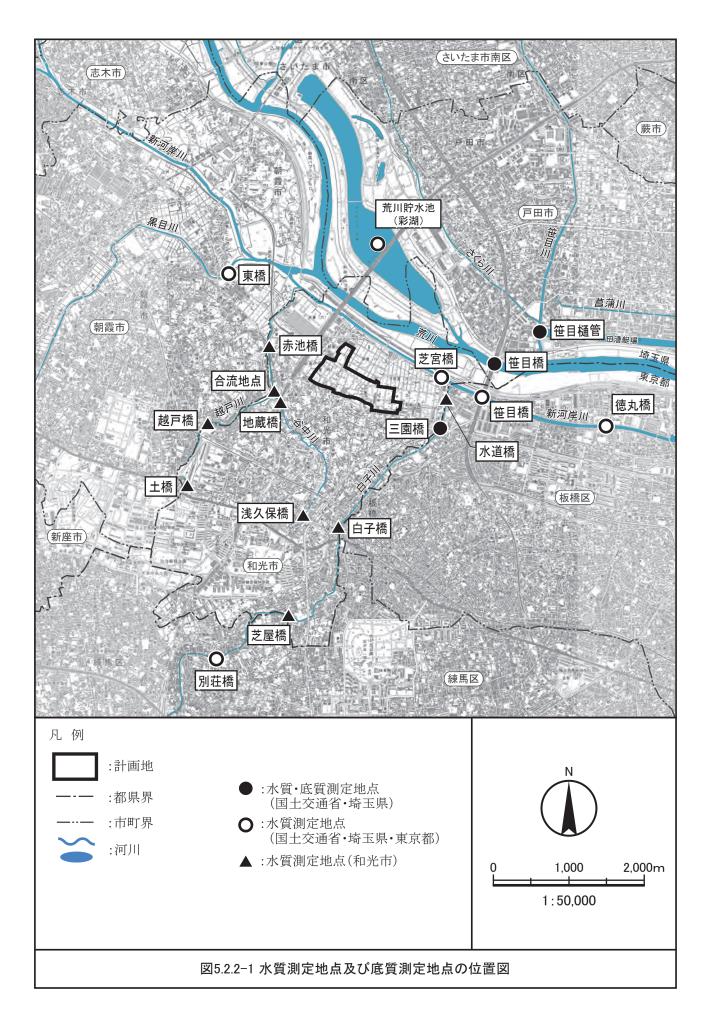
計画地周辺の平成 26 年度における底質測定結果は表 5.2.2-5 に、測定地点の位置は図 5.2.2-1 に示すとおりである。

底質については、水銀及び PCB について、「底質の暫定除去基準」により底質に暫定除去 基準が定められており、平成 26 年度の国土交通省及び埼玉県による底質測定結果では、全 ての地点で基準値を下回っている。

表 5.2.2-5 底質測定結果(平成 26 年度)

測定	項目	荒川 笹目橋 国土交通省	笹目川 笹目樋管 埼玉県	白子川 三園橋 埼玉県	底質の暫定 除去基準
カドミウム	(mg/kg 乾泥)	0.05	0.3	0.2	_
全シアン	(mg/kg 乾泥)	<1.0	_	_	_
鉛	(mg/kg 乾泥)	6.9	22	11	_
六価クロム	(mg/kg 乾泥)	<0.2	<2	<2	_
砒素	(mg/kg 乾泥)	4.1	4.9	2.4	_
総水銀	(mg/kg 乾泥)	0.01	0.03	0.03	25ppm 以上
アルキル水銀	(mg/kg 乾泥)	<0.01	<0.01	<0.01	25ppm 以上
PCB	(mg/kg 乾泥)	<0.01	<0.01	<0.01	10ppm 以上
рН		8.0			_
乾燥減量(水分)	(%)	18.1	26	22.9	_
色相		黒色	オリーブ 黒色	黒色	_
性状		砂	シルト・砂・ ヘドロ	砂	_
臭気		無臭	腐敗臭	腐敗臭	_

出典:「平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成28年3月、埼玉県環境部)



(3)水 象

計画地周辺の河川等の分布状況は、図 5.2.2-2 に示すとおりである。

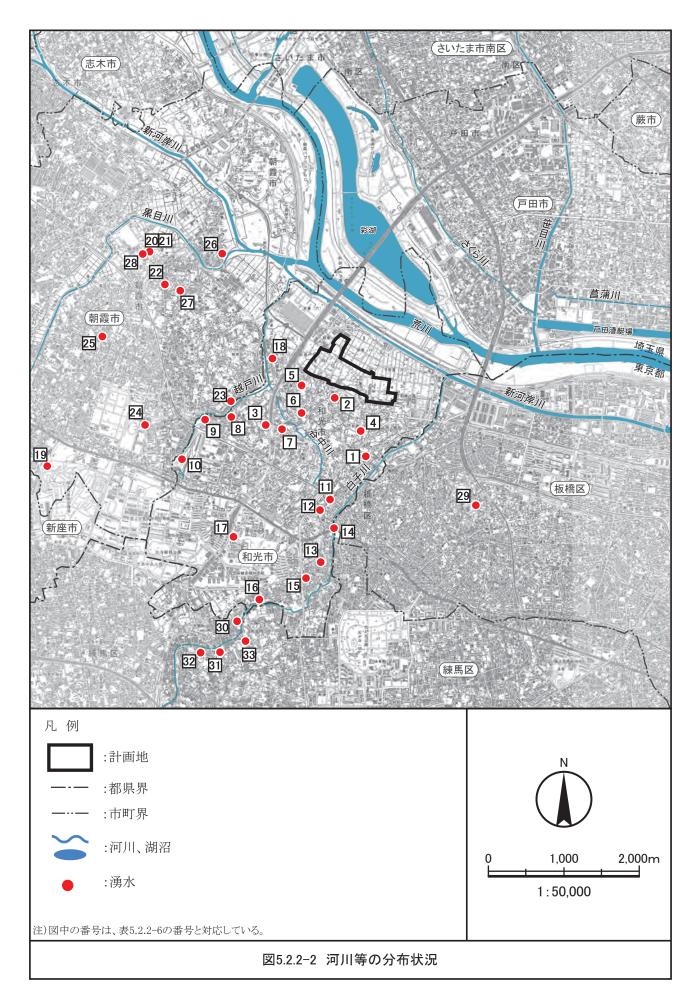
計画地周辺には、計画地北側から東方向にかけて一級河川である荒川と新河岸川が流れており、その北側には荒川第一調整池の貯水池である彩湖が位置している。計画地の西側では新河岸川の支流である越戸川と谷中川が合流し、東側では白子川が新河岸川に合流する。

また、計画地周辺には、「環境省 湧水ポータルサイト 代表的な湧水」に掲載された湧水が広く分布しており、その他にも和光市内には多くの湧水がある。計画地周辺の湧水の一覧は、表 5.2.2-6 に示すとおりである。

表 5.2.2-6 計画地周辺の湧水一覧

市区名		名称•調查地点名等	所在地
	1	市場峡公園	和光市白子3丁目
	2	坂下湧水公園	和光市新倉3丁目
	3	柿ノ木坂湧水公園	和光市新倉1丁目
	4	妙典寺	和光市下新倉4丁目
	5	半三池跡	和光市新倉3丁目
	6	新倉小学校下	和光市新倉2丁目
	7	漆台	和光市下新倉2丁目
	8	強清水出口	和光市新倉1丁目
和光市	9	広沢湧水の越戸川入口	和光市新倉1丁目
4.h \rangle 111	10	東京メトロ和光車庫	和光市本町
	11	地福寺	和光市白子2丁目
	12	熊野神社	和光市白子2丁目
	13	白子湧水群と斜面林	和光市白子2丁目
	14	白子橋	和光市白子2丁目
	15	個人宅	和光市白子2丁目
	16	越後山斜面林	和光市南1丁目
	17	理化学研究所内	和光市広沢2丁目
	18	新倉ふれあいの森	和光市新倉2丁目
<u> </u>	19	子の神氷川神社	朝霞市膝折2丁目
<u> </u>	20	市立博物館・水車	朝霞市岡2丁目
	21	市立博物館•不動坂	朝霞市岡2丁目
<u> </u>	22	向山児童遊園地付近	朝霞市岡3丁目
朝霞市	23	水久保公園	朝霞市根岸台7丁目
力1 巨文 111	24	広沢の池	朝霞市栄町1丁目
	25	滝の根公園	朝霞市溝沼2丁目
<u> </u>	26	わくわく田島緑地	朝霞市田島2丁目
	27	代官水	朝霞市岡3丁目
	28	東円寺	朝霞市岡2丁目
板橋区	29	不動の滝	板橋区赤塚
	30	中里幼稚園	練馬区大泉町
練馬区	31	清水山憩いの森	練馬区大泉町
WAY WA F.	32	区立中里泉公園	練馬区大泉町
	33	稲荷山憩いの森	練馬区土支田

出典:「代表的な湧水(埼玉県、東京都)」(環境省 湧水保全ポータルサイト) 「和光市の環境 平成27年度版 環境年次報告書」(和光市市民環境部環境課)



5.2.3 土壌及び地盤の状況

(1)土 壌

① 農用地における土壌汚染

埼玉県では、昭和 46 年度から農用地の土壌汚染状況を把握するため、銅、砒素及びカドミウムについて調査を5年に1度行っている。昭和54年~平成24年までの土壌汚染状況調査結果は、表5.2.3-1に示すとおりであり、各項目とも全て土壌の汚染に係る環境基準に適合している。

表 5.2.3-1 農用地の土壌汚染状況調査の分析測定結果

						調查	也点のタ	分析測定	字結果					
					土壌中		27111 - 2	5 VI DG/	C/11//(玄米中(現物)			
調]査年度	銅(mg/kg)					砒素(mg/kg)		ナ	ナドミウム			
		最高	最低	平均	調査 地点数	最高	最低	平均	調査 地点数	最高	最低	平均	調査 地点数	
一巡目	S.54~S.57 全県	32.3	0.1	11.3	90	11.8	tr	1.9	90	0.37	0.02	0.11	46	
二巡目	S.59~S.62 全県	23.6	0.1	9.0	90	5.3	tr	1.4	90	0.30	nd	0.09	48	
三巡目	H.元~H.04 全県	21.6	0.3	9.3	90	8.0	tr	1.8	90	0.38	tr	0.09	46	
四巡目	H.06~H.09 全県	28.7	0.2	9.4	87	13.1	tr	2.2	87	0.30	tr	0.06	31	
五巡目	H.11~H.14 全県	30.8	0.1	11.2	180	11.3	0.1	2.0	180	0.28	tr	0.09	50	
六巡目	H.16~H.19 全県	21.5	tr	8.9	180	6.4	0.1	1.7	180	0.31	tr	0.06	47	
七巡目	H.21~H.24 全県	21.7	tr	9.5	165	7.9	tr	1.7	165	0.22	tr	0.03	43	

注) 1.環境基準は以下のとおりである。

銅:125mg/kg 未満、砒素:15mg/kg 未満、カドミウム(米中):0.4mg/kg 以下

出典:「平成27年度版 埼玉県環境白書資料編」(平成27年12月、埼玉県環境部環境政策課)

^{2.} nd:検出限界以下 tr:極微量検出

② ダイオキシン類

埼玉県及び東京都では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌の常時監視測定 (発生源周辺状況把握調査及び一般環境把握調査)を行っている。

平成27年度の関係市区の調査地点における一般環境把握調査結果は、表5.2.3-2に示すとおりであり、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準に適合している。

表 5.2.3-2 土壌中のダイオキシン類の常時監視結果(平成 27 年度の一般環境把握調査)

_					
		調査地.	点	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g)	環境基準(pg-TEQ/g)
ĺ	埼玉県	さいたま市	西区三橋	1.1	
		戸田市 上戸田		22	1 000 N.T.
			笹目北町	41	1,000 以下
	東京都	板橋区	板橋区舟渡4	8.3	

出典:「平成27年度ダイオキシン類常時監視結果について」(埼玉県ホームページ)

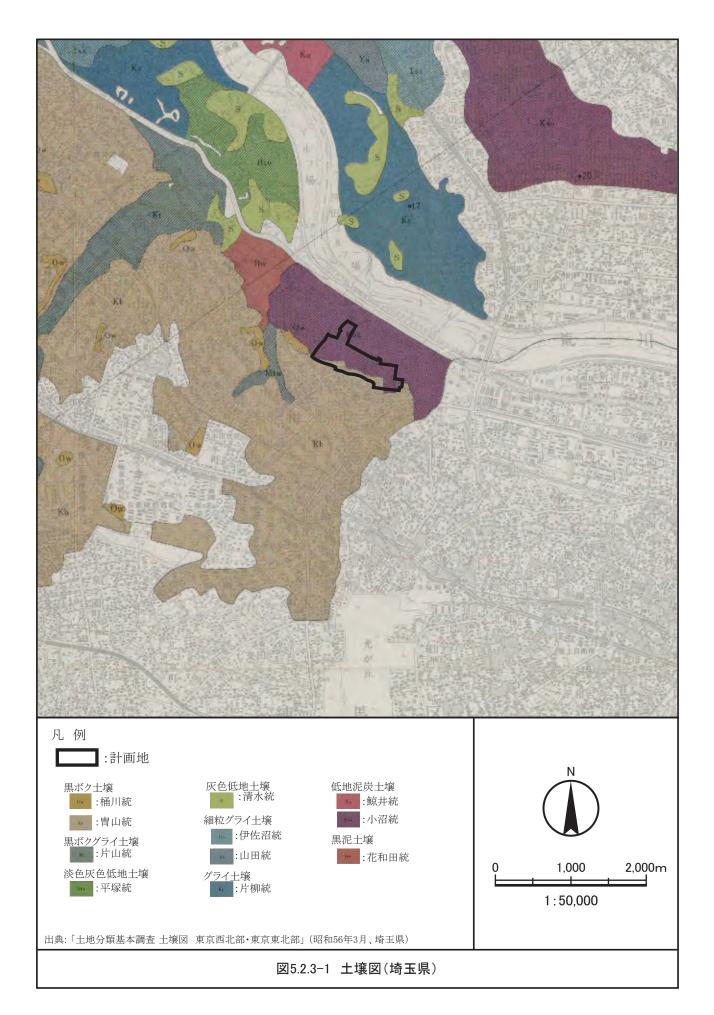
「平成27年度都内ダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果について」(東京都環境局ホームページ)

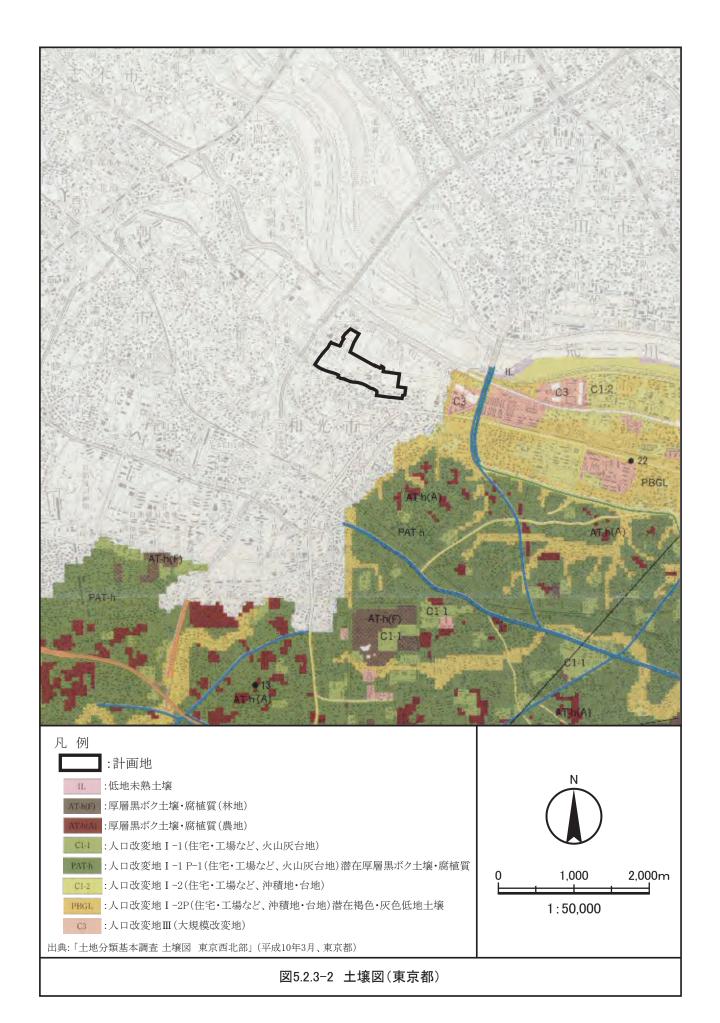
③ 土壌の分布状況

調査対象地域の表層土壌の分布状況は、図 5.2.3-1~2 に示すとおりである。 計画地には、主に低地泥炭土壌(小沼統)が分布している。

④ 苦情の状況

平成 26 年度における和光市の土壌汚染に関する苦情は、該当数字なしであった(表 5.2.1-12 参照)。





(2)地 盤

① 地盤沈下の状況

計画地及び周辺地域における平成23年度~平成27年度の地盤標高の変動量の測量結果は表5.2.3-3~4に、調査地点は図5.2.3-3に示すとおりである。

埼玉県内の調査地点における過去 5 年間の地盤標高の変動量は、-14.9~-29.9mm と大きく沈下しているが、これは平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震による影響であり、平成 27 年はほとんどの地点で隆起に転じている。

表 5.2.3-3 地盤標高の変動量の推移(埼玉県)

番		調査地点	調査開始 年月日		各年	別変動量(mm)		過去5年間 の変動量 平成23.1.1	調査開始年からの変動量	平成 28.1.1 の真高
号		詗		平成 23.1.1 平成 24.1.1				平成 27.1.1 平成 28.1.1	平成 23.1.1 平成 28.1.1 (mm)	からの変動重 (mm)	(T.P.) (mm)
1		熊野神社境内	S.44.2.1	-20	+2	+1	+0.1	+1.0	-15.1	-431.5	17.8493
2		広沢原児童公 園	Н. 3.1.1	-20	+1	+2	+1.2	0.0	-16.2	-52.5	26.1211
3	市	吹上観音下交 差点	S.56.1.1	-21	+1	+1	-1.7	+2.9	-18.2	-43.7	6.5895
4		県立和光高等 学校	H.28.1.1								5.5018
5	朝霞 市	自衛隊駐屯地 北側路上	H.14.1.1	-20	+3	0	+1.2	+0.2	-14.9	-27.1	36.2535
6		南区辻(個人宅前)	S.36.2.1	-28	-1	-1	-1.6	+6.5	-24.6	-748.9	5.2206
7		新曽小学校	S.46.2.1	-27	+2	-1	-0.8	+3.7	-22.6	-148.8	3.0459
8		笹目小学校	S.36.2.1	-28	-2	-3	+0.3	+3.0	-29.9	-284.5	3.5606
9	戸田	早瀬公園	S.63.1.1	-24	0	-2	0.0	+3.2	-22.5	-41.5	3.6012
10	市	美笹公園	Н.16.1.1	-28	0	-1	0.0	+4.7	-24.2	-33.5	3.5494
11		戸田美女木郵 便局	H.16.1.1	-27	0	-1	+0.4	+4.7	-22.8	-31.4	4.2052
12		荒川終末処理 場管理棟	H.16.1.1	-25	0	-1	-0.7	+3.1	-24.1	-36.8	4.1899

注)1. 表中の番号は、図5.2.3-2中の番号に対応する。

^{2.「}吹上観音下交差点」調査地点は平成26年度仮点新設、「県立和光高等学校」調査地点は平成27年度新設である。 出典:「水準測量成果表 平成27年度」(埼玉県ホームページ)

表 5.2.3-4 地盤標高の変動量の推移(東京都)

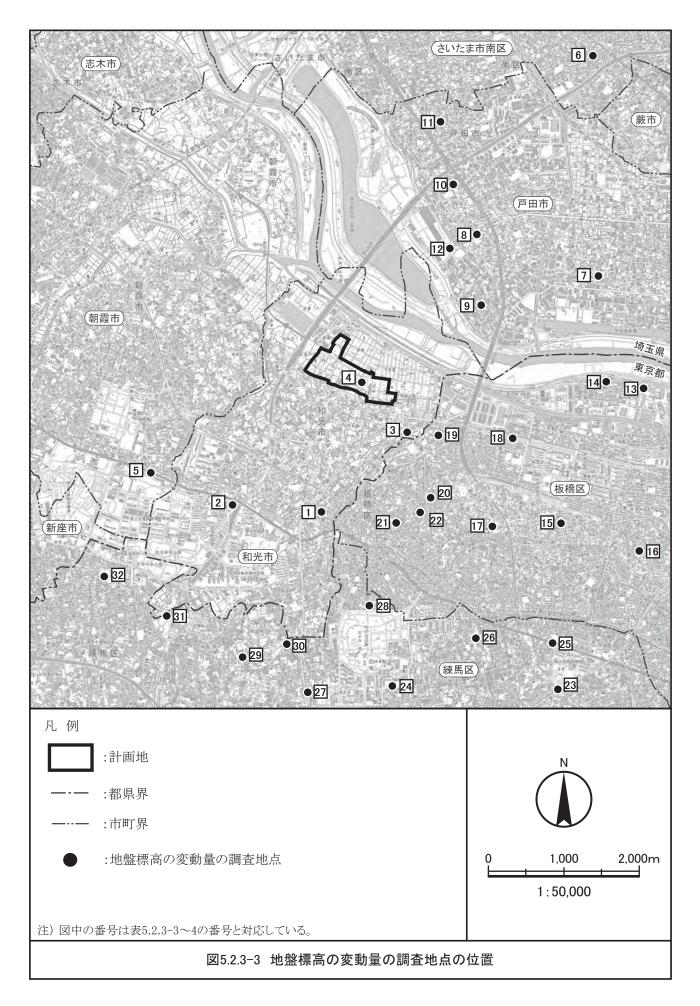
番				各年	別変動量((mm)		平成 28.1.1 の真高
号		調査地点		平成 24.1.1 平成 25.1.1				(T.P.) (mm)
13		三菱ふそうトラック・ハブス(株)脇	-	+0.6	-0.1	-0.7	+0.5	2.2896
14		新河岸集会所前	-	-0.2	+0.6	-0.7	+1.7	1.8551
15		紅梅小学校	-	-	+2.6	-0.7	+0.5	29.3308
16		志村第五小学校前	-	-	-0.7	-1.2	+2.3	27.1379
17		松月院檀信徒会館脇	-	-	+3.9	+0.1	+0.6	30.9432
18	板橋区	(株)工藤商店向側	-	-1.2	+2.5	-2.2	+1.9	4.1604
19		溝下公園	-	-0.7	-0.3	-0.7	+0.1	4.5852
20		宮前公園	-	+1.1	-0.1	+0.3	+0.3	30.5196
21		赤塚第二中学校前	-	+2.6	-1.6	+0.6	+0.1	30.0436
22		上赤塚公園	-	+1.9	+0.1	-0.5	+0.1	18.8122
23		昌栄動物病院前	-	-	-	-	=	33.2697
24		光が丘第四中学校	-	-	-	-	-	35.5549
25		関東マツダ練馬北店前	-	-	-	-	-	29.6776
26		長澤ハイム前	-	-	-	-	=	34.9642
27	结形区	フリーダム光が丘前	-	+2.8	+2.3	-0.1	+0.7	39.3491
28	練馬区	T宅向側	-	+2.2	+1.5	-0.4	+0.7	33.1286
29		やぶ重専用駐車場脇	-	+3.1	+1.2	+0.7	-0.3	41.2197
30		らいらっく児童遊園	-	+2.1	+1.5	-0.2	+0.6	37.6655
31		練馬区採算緑地地区脇	-	+2.8	+1.7	+0.7	-1.2	42.7672
32		モービル G.S 向側		+2.5	+1.7	+1.2	-1.0	41.4925

② 苦情の状況

平成 26 年度における和光市の地盤沈下に関する苦情は、該当数字なしであった(表 5.2.1-12 参照)。

注)1. 表中の番号は、図5.2.3-2中の番号に対応する。 2. 平成23年度の変動量は、東北地方太平洋沖地震による影響が大きいため記載されていない。

出典:「水準基標測量成果表(各年)」(東京都土木技術支援・人材育成センター)



5.2.4 地形及び地質の状況

(1)地形の状況

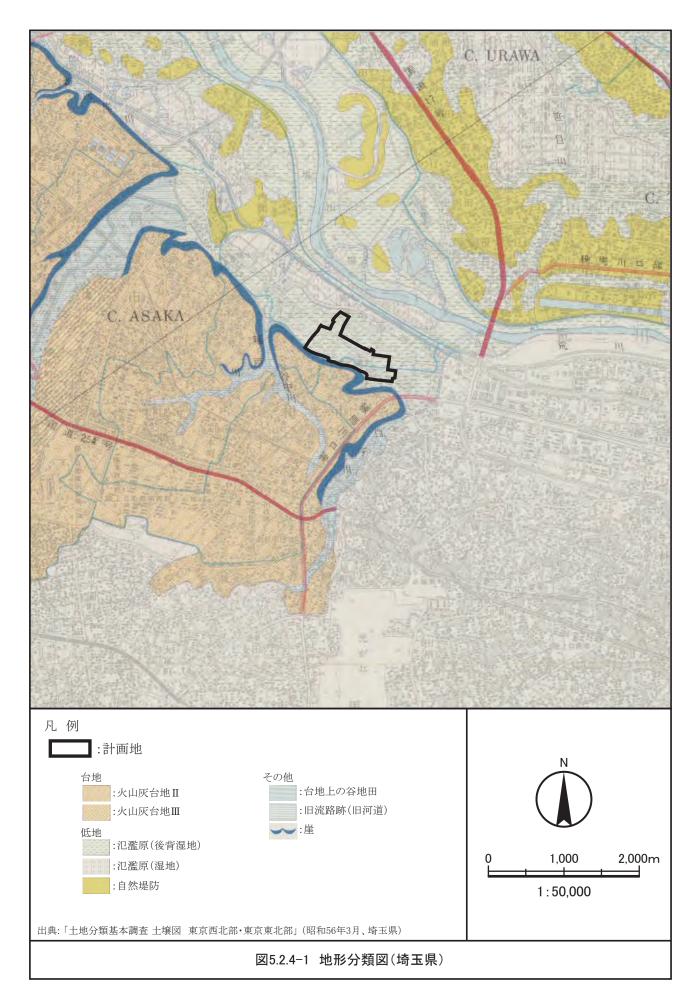
計画地及び周辺地域の地形分類は、図 5.2.4-1~2 に示すとおりである。

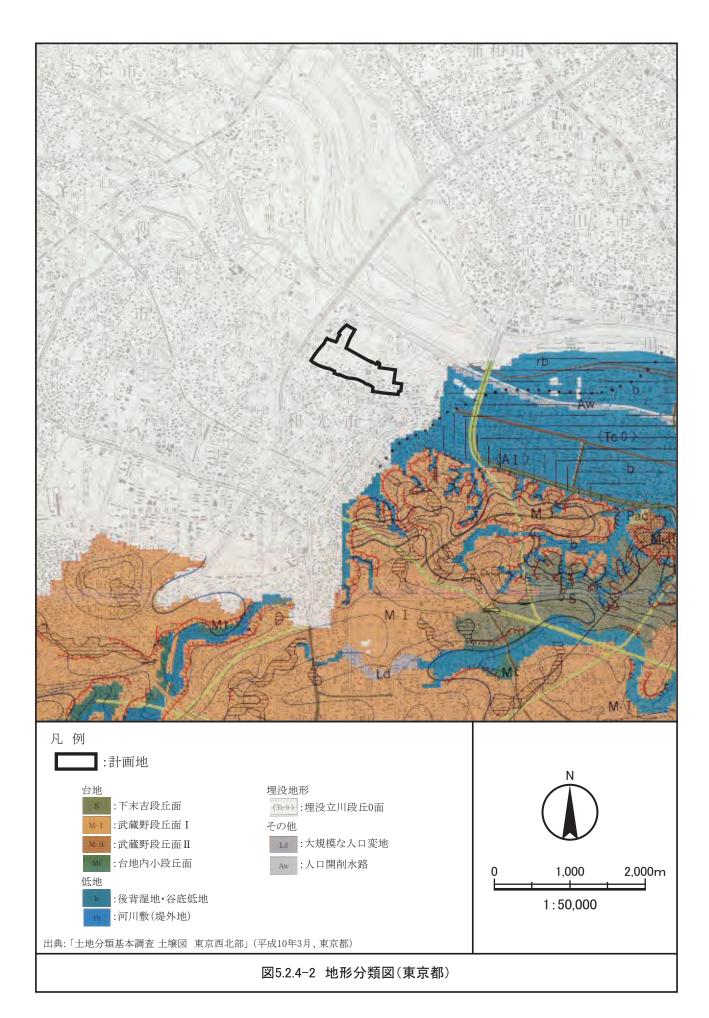
計画地は、和光市を東西に流れる荒川に沿った氾濫原である低地に位置しており、計画地 南側一帯には火山灰台地の台地面が広がっている。

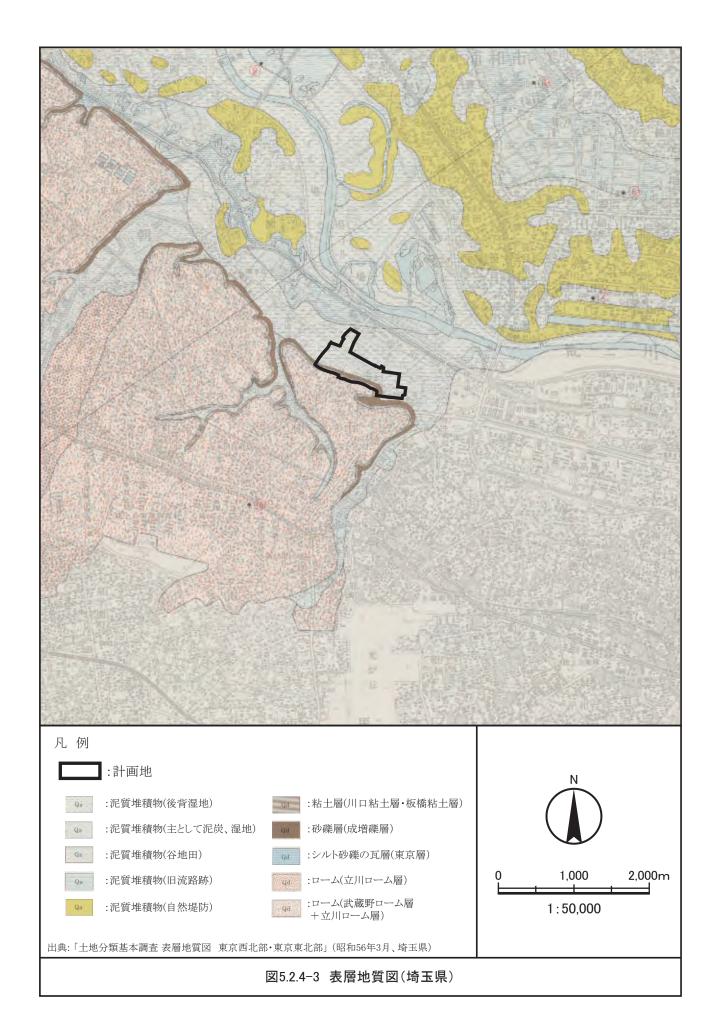
(2)地質の状況

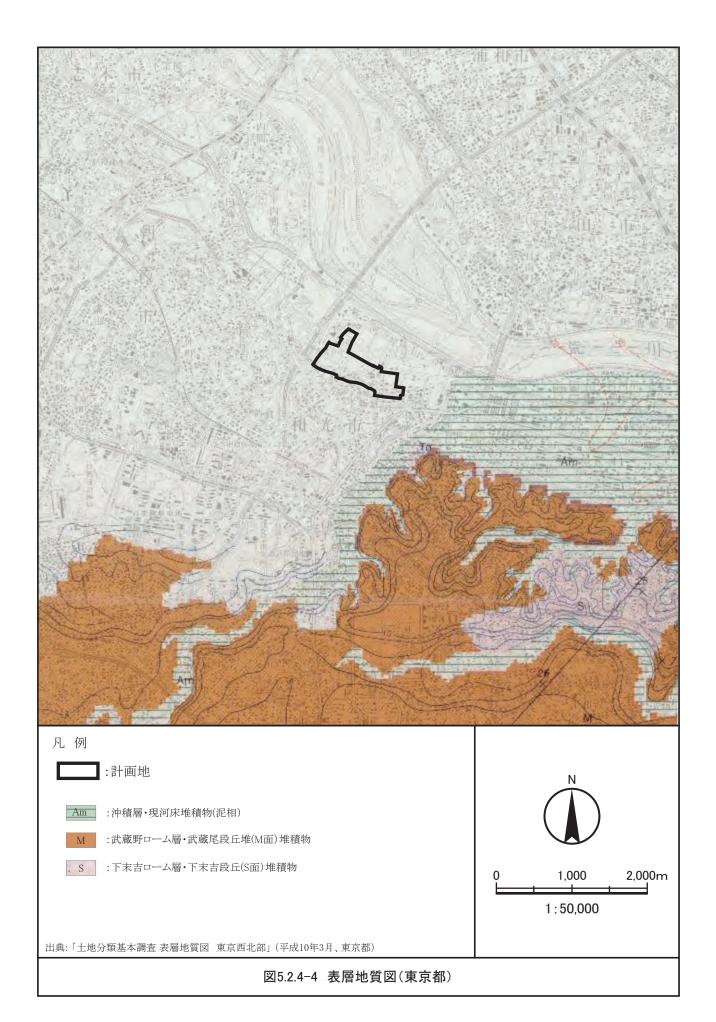
計画地及び周辺地域の表層地質は、図 5.2.4-3~4 に示すとおりである。

計画地を含む荒川沿いの低地や白子川沿いの低地には泥質堆積物(後背湿地)が分布しており、計画地の南側一帯の台地面には、主にローム(立川ローム層)が分布している。









5.2.5 動物の生息、植物の生育、植生及び生態系の状況

(1)動物

① 動物相の状況

埼玉県は、関東地方中西部に位置し、面積約 3,800km² の内陸県であり、東部から西部にいくにしたがい標高が高くなっている。東部は河川の集中する低地、西部は外秩父、奥秩父と上武の各山地、中部はこれらをつなぐように台地や丘陵地が南北に列をなしている。

このような地形に合わせて生育する植物種が変わっていき、それらを餌とする動物の分布が変わってくる。埼玉県の動物相については標高 50m以下の低地帯、標高 50~200mの台地・丘陵帯、標高 200~800mの低山帯、標高 800~1,600mの山地帯、標高 1,600m以上の亜高山帯に区分できる(「埼玉県レッドデータブック 2008 動物編」(平成 20 年 3 月、埼玉県))。計画地周辺は、低地帯における荒川低地に属している。

「埼玉県生物多様性データベース」(埼玉県環境科学国際センターホームページ)では、計画地の位置する和光市において、哺乳類1種、昆虫類5種、魚類1種が確認されており、「水生生物調査(越戸川)」(和光市ホームページ)では、平成23~27年度までに魚類20種が確認されている。

また、計画地の北側約 1.1 km に位置する彩湖周辺の動物相の確認種は、表 $5.2.5 - 1(1) \sim (2)$ に示すとおりである。

ま 5 0 5_1 / 1) 彩油田 切にむける 息粉の破詞 種

No.	目	科	種名	No.	目	科	種名
1	カイツブリ目	カイツブリ科	アカエリカイツブリ	67	タカ目	タカ科	オオタカ
2	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	68	タカ目	タカ科	サシバ
3	カイツブリ目	カイツブリ科	カンムリカイツブリ	69	タカ目	タカ科	トビ
4	カイツブリ目	カイツブリ科	ハジロカイツブリ	70	タカ目	タカ科	ノスリ
5	カイツブリ目	カイツブリ科	ミミカイツブリ	71	タカ目	タカ科	ハイタカ
6	カツオドリ目	カイツブリ科	カワウ	72	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ
7	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ	73	チドリ目	カモメ科	アジサシ
8	カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ	74	チドリ目	カモメ科	ウミネコ
9	カモ目	カモ科	アカハジロ	75	チドリ目	カモメ科	コアジサシ
10	カモ目	カモ科	オカヨシガモ		チドリ目	カモメ科	セグロカモメ
11	カモ目	カモ科	オシドリ	77	チドリ目	カモメ科	ユリカモメ
12	カモ目	カモ科	スズガモ	78	チドリ目	シギ科	アオアシシギ
13	カモ目	カモ科	トモエガモ	_	チドリ目	シギ科	イソシギ
14	カモ目	カモ科	ホオジロガモ	80		シギ科	オオジシギ
15	カモ目	力モ科	ミコアイサ	81	チドリ目	シギ科	キョウジョウシギ
16	カモ目	カモ科	ヨシガモ		チドリ目	シギ科	タカブシギ
17	カモ目	ガンカモ科	オナガガモ	83		シギ科	タシギ
18	カモ目	ガンカモ科	カルガモ	84		シギ科	ハマシギ
19	カモ目	ガンカモ科	キンクロハジロ		チドリ目	チドリ科	イカルチドリ
20	カモ目	ガンカモ科	コガモ	86		チドリ科	ケリ
21	カモ目	ガンカモ科	ヒドリガモ	87	チドリ目	チドリ科	コチドリ
22	カモ目	ガンカモ科	ホシハジロ	88		チドリ科	シロチドリ
		ガンカモ科		_			ダイゼン
23	カモ目		マガモキジ	89	チドリ目	チドリ科	
24	キジ目	キジ科		90		チドリ科クイナ科	ムナグロ
25	キジ目	キジ科	コジュケイ	91	ツル目		オオバン
26		キツツキ科	アリスイ	92		クイナ科	クイナ バン
27	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ	93	ツル目	クイナ科	キジバト
28 29	キツツキ目 スズメ目	キツツキ科	コゲラ	94	ハト目	ハト科	シラコバト
		アトリ科	カワラヒワ		ハト目	ハト科	
30	スズメ目	アトリ科	シメ		ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ
31	スズメ目	アトリ科	ベニマシコ	97		ハヤブサ科	ハヤブサ
32	スズメ目	ウグイス科	ウグイス	98		カワセミ科	カワセミ
33	スズメ目	エナガ科	エナガ	_	ペリカン目	サギ科	アオサギ
34	スズメ目	カラス科	オナガ	_	ペリカン目	サギ科	アカガシラサギ
35	スズメ目	カラス科	ハシブトガラス	_	ペリカン目	サギ科	アマサギ
	スズメ目	カラス科	ハシボソガラス		ペリカン目	サギ科	ゴイサギ
37	スズメ目	シジュウカラ科	シジュウカラ	_	ペリカン目	サギ科	コサギ
38	スズメ目	スズメ科	スズメ	_	ペリカン目	サギ科	ササゴイ
39	スズメ目	セキレイ科	キセキレイ		ペリカン目	サギ科	ダイサギ
40	スズメ目	セキレイ科	セグロセキレイ		ペリカン目	サギ科	チュウサギ
41	スズメ目	セキレイ科	タヒバリ	107	ペリカン目	サギ科	ヨシゴイ
42	スズメ目	セキレイ科	ハクセキレイ				
43	スズメ目	セキレイ科	ビンズイ				
44	スズメ目	セッカ科	セッカ				
45	スズメ目	ツグミ科	アカハラ				
46	スズメ目	ツグミ科	シロハラ				
47	スズメ目	ツグミ科	ノビタキ				
48	スズメ目	ツバメ科	イワツバメ				
49	スズメ目	ツバメ科	ショウドウツバメ				
50	スズメ目	ツバメ科	ツバメ				
51	スズメ目	ヒタキ科	オオヨシキリ				
52	スズメ目	ヒタキ科	キビタキ				
53	スズメ目	ヒタキ科	コサメビタキ				
54	スズメ目	ヒタキ科	ジョウビタキ				
55	スズメ目	ヒタキ科	ツグミ				
56	スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ				
57	スズメ目	ヒヨドリ科	ヒヨドリ				
58	スズメ目	ホオジロ科	アオジ				
59	スズメ目	ホオジロ科	オオジュリン				
	フブノ日	++25+1	カシノラガカ	_			

65スズメ目66スズメ目 出典:「彩湖の生き物」(戸田市ホームページ)

60 スズメ目 61 スズメ目 62 スズメ目

63 スズメ目

64 スズメ目

ホオジロ科

ホオジロ科

ホオジロ科

ムクドリ科

ムクドリ科

メジロ科

モズ科

カシラダカ

コジュリン

ホオジロ

コムクドリ

ムクドリ

メジロ モズ

表 5.2.5-1(2)彩湖周辺における昆虫類の確認種

トンボ科

トンボ科

トンボ科

トンボ科

トンボ科

トンボ科

トンボ科

トンボ科

トンボ科

ヤンマ科

キリギリス科

コオロギ科

コオロギ科

コオロギ科

バッタ科

バッタ科

バッタ科

コフキトンボ

シオヤトンボ

チョウトンボ

ナツアカネ

ノシメトンボ

マイコアカネ

リスアカネ

ギンヤンマ

カンタン ツヅレサセコオロギ

セスジツユムシ

エンマコオロギ

オンブバッタ

トノサマバッタ

ショウリョウバッタ

シオカラトンボ

ショウジョウトンボ

3.7	п	- A	15 h	3.7	
No.	申 1137日	科フルボ科	種名 アメンボ	No.	17 047 11
1	カメムシ目	アメンボ科		51	トンボ目
2	カメムシ目	アメンボ科	ババアメンボ	52	トンボ目
3	カメムシ目	アワフキムシ科	アワフキ	53	トンボ目
4	カメムシ目	カメムシ科	カメムシ	54	トンボ目
5	カメムシ目	セミ科	アブラゼミ	55	トンボ目
6	カメムシ目	セミ科	ツクツクホウシ	56	トンボ目
7	コウチュウ目	オサムシ科	オサムシ	57	トンボ目
8	コウチュウ目	オサムシ科	ゴミムシ	58	トンボ目
9	コウチュウ目	オサムシ科	ヒメマイマイカブリ	59	トンボ目
10	コウチュウ目	オサムシ科	マイマイカブリ	60	トンボ目
11	コウチュウ目	カミキリムシ科	カミキリムシ	61	バッタ目
12	コウチュウ目	カミキリムシ科	ハナカミキリ	62	バッタ目
13	コウチュウ目	クワガタムシ科	コクワガタ	63	バッタ目
14	コウチュウ目	クワガタムシ科	ノコギリクワガタ	64	バッタ目
15	コウチュウ目	コガネムシ科	カブトムシ	65	バッタ目
16	コウチュウ目	コガネムシ科	コガネムシ	66	バッタ目
17	コウチュウ目	コガネムシ科	ハナムグリ	67	バッタ目
18	コウチュウ目	コガネムシ科	マメコガネ		
19	コウチュウ目	ゾウムシ上科	ゾウムシ		
20	コウチュウ目	テントウムシ科	ナナホシテントウ		
21	コウチュウ目	ハムシ科	ハムシ		
22	チョウ目	アゲハチョウ科	アオスジアゲハ		
23	チョウ目	アゲハチョウ科	キアゲハ		
24	チョウ目	アゲハチョウ科	クロアゲハ		
25	チョウ目	シジミチョウ科	ウラギンシジミ		
26	チョウ目	シジミチョウ科	ウラナミシジミ		
27	チョウ目	シジミチョウ科	ツバメシジミ		
28	チョウ目	シジミチョウ科	ベニシジミ		
29	チョウ目	シジミチョウ科	ミズイロオナガシジミ		
30	チョウ目	シロチョウ科	キチョウ		
31	チョウ目	シロチョウ科	ツマキチョウ		
32	チョウ目	シロチョウ科	モンキチョウ		
33	チョウ目	シロチョウ科	モンシロチョウ		
34	チョウ目	セセリチョウ科	キマダラセセリ		
35	チョウ目	セセリチョウ科	ギンイチモンジセセリ		
36	チョウ目	タテハチョウ科	アカタテハ		
37	チョウ目	タテハチョウ科	キタテハ		
38	チョウ目	タテハチョウ科	ゴマダラチョウ		
39	チョウ目	タテハチョウ科	コムラサキ		
40	チョウ目	タテハチョウ科	ヒメアカタテハ		
41	チョウ目	タテハチョウ科	ルリタテハ		
42	トンボ目	イトトンボ科	アオイトトンボ		
43	トンボ目	イトトンボ科	アジアイトトンボ		
44	トンボ目	イトトンボ科	キイトトンボ		
45	トンボ目	イトトンボ科	クロイトトンボ		
46	トンボ目	エゾトンボ科	オオヤマトンボ		
47	トンボ目	サナエトンボ科	ウチワヤンマ		
48	トンボ目	トンボ科	アキアカネ		
49	トンボ目	トンボ科	ウスバキトンボ		
50	トンボ目	トンボ科	コシアキトンボ		

出典:「彩湖の生き物」(戸田市ホームページ)

② 貴重な動物の分布状況

「埼玉県レッドデータブック 2008 動物編」(平成 20 年 3 月、埼玉県)によると、計画地周辺は低地帯の荒川以西に属しており、この地域ではホンドタヌキなどの哺乳類、オオタカ及びホオジロなどの鳥類、クサガメ及びアオダイショウなどの爬虫類、トウキョウサンショウウオ及びカジカガエルなどの両生類、スナヤツメ及びナマズなどの魚類、オオチャバネセセリ及びコムラサキなどの昆虫類が確認されている。

「埼玉県生物多様性データベース」(埼玉県環境科学国際センターホームページ)では、埼玉県レッドデータブック等に該当する哺乳類として、表 5.2.5-2 に示すとおり、ホンドタヌキが確認されており、「水生生物調査(越戸川)」(和光市ホームページ)では、埼玉県レッドデータブック等に該当する魚類として、メダカ及びウキゴリが確認されている。

また、「彩湖周辺で観察できるレッドデータブック掲載動植物」(戸田市ホームページ)では、 埼玉県レッドデータブック等に該当する動物として、表 5.2.5-3 に示すとおり、鳥類 12 種、哺乳 類 2 種、爬虫類 1 種、魚類 2 種、昆虫類 1 種、甲殻類 1 種が確認されている。

表 5.2.5-2 計画地周辺の注目すべき動物

		分類			レッドリストカテゴリー					
	No.		種名	出典	人屋110	埼玉県レッド				
L					全国レッド	全県	荒川以西			
ſ	1	哺乳類	ホンドタヌキ	1)	-	RT	NT2			
	2	魚類	メダカ	2)	-	DD	-			
I	3	魚類	ウキゴリ	2)	-	DD	DD			

注)レッドリストのカテゴリーは下記に示すとおりである。

NT2:準絶滅危惧種 RT:地帯別危惧 DD:情報不足

出典:1)「埼玉県生物多様性データベース」(埼玉県環境科学国際センターホームページ)

2)「水生生物調査(越戸川)」(和光市ホームページ)

「埼玉県レッドデータブック2008 動物編」(平成20年3月、埼玉県)

表 5.2.5-3 彩湖周辺の注目すべき動物

			レッ	ドリストカテニ	ゴリー
No.	分類	種名	A Eq. 18	埼玉	県レッド
			全国レッド	全県	荒川以西
1	鳥類	ハヤブサ	VU	VU	VU
2	鳥類	カンムリカイツブリ	-	VU	-
3	鳥類	チュウサギ	NT	VU	VU
4	鳥類	オシドリ	DD	VU	EN
5	鳥類	トモエガモ	VU	VU	VU
6	鳥類	アカハジロ	DD	VU	VU
7	鳥類	オオタカ	NT	VU	NT2
8	鳥類	コアジサシ	VU	EN	CR
9	鳥類	シラコバト	VU	VU	VU
10	鳥類	コジュリン	VU	VU	VU
11	鳥類	ハイタカ	NT	NT2	VU
12	鳥類	オオジシギ	NT	CR	-
13	哺乳類	ホンドギツネ		RT	VU
14	哺乳類	ホンドタヌキ		RT	NT2
15	爬虫類	ニホンマムシ		RT	NT2
16	魚類	メダカ		DD	
17	魚類	ナマズ		NT2	NT2
18	昆虫類	ババアメンボ	NT	NT1	NT1
19	甲殼類	モズクガニ		NT2	NT2

注)レッドリストのカテゴリーは下記に示すとおりである。

CR: 絶滅危惧 I A類、EN: 絶滅危惧 I B類、VU: 絶滅危惧 II 類、NT、NT1、NT2: 準絶滅危惧種 RT: 地帯別危惧 DD: 情報不足

出典:「彩湖周辺で観察できるレッドデータブック掲載動植物」(戸田市ホームページ)

「埼玉県レッドデータブック2008 動物編」(平成20年3月、埼玉県)

(2)植物

① 植生の状況

埼玉県の地形の概要は、東部から西部にかけて標高が高くなっており、東部は河川の集中する低地、西部は外秩父、奥秩父と上武の各山地、その間の中間部はこれらをつなぐように台地や丘陵地が南北に列をなしている。これらの地形のうち最も広い面積を占めているのが平野部で、標高 50m 以下の地域が県土の 49%を占めている。このような地形の概要に伴い、成立する自然環境の内容も東部から西部に標高が高くなるにつれて変化が見られ、東部の平野部から西部の山岳地にかけて、暖温帯林・中間温帯林・冷温帯林・亜寒帯林へと変化をとげる。暖温帯林はシイやカシ等を中心とする常緑広葉樹林、中間温帯林はモミやツガを中心とする常緑針葉樹林、冷温帯林はブナやミズナラを中心とする落葉広葉樹林、亜寒帯林はコメツガやシラビソを中心とする常緑針葉樹林がそれぞれ極相林と考えられている(「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」(平成 24 年 3 月、埼玉県))。

計画地周辺の現存植生は、図 5.2.5-1 に示すとおりであり、計画地は主に畑雑草群落、緑の多い住宅地及び市街地等が混在した地域(図 5.2.5-1 の「b:水田雑草群」は現在は消失し、畑地等に利用されている)となっており、計画地北側の地域については、畑雑草群落及び水田雑草群落及び市街地が荒川まで広がっている。また、計画地南側の地域については、主に緑の多い住宅地を中心とし畑雑草群落、シラカシ群衆、クヌギーコナラ群衆及びその他植林等が分布している。

また、「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」(平成 24年3月、埼玉県)によると、計画地及び計画地周辺は、荒川西台地に属しており、この地域にはシイ・カシ等の照葉樹林が広域に分布していたと推定されるが、社寺林等としてごくわずかに残るのみである。

② 植物相の状況

「彩湖の生き物」(戸田市ホームページ)によると、計画地北側約 1.1km に位置する彩湖周辺に生息する植物は、表 5.2.5-4 に示すとおり、92 種確認されている。

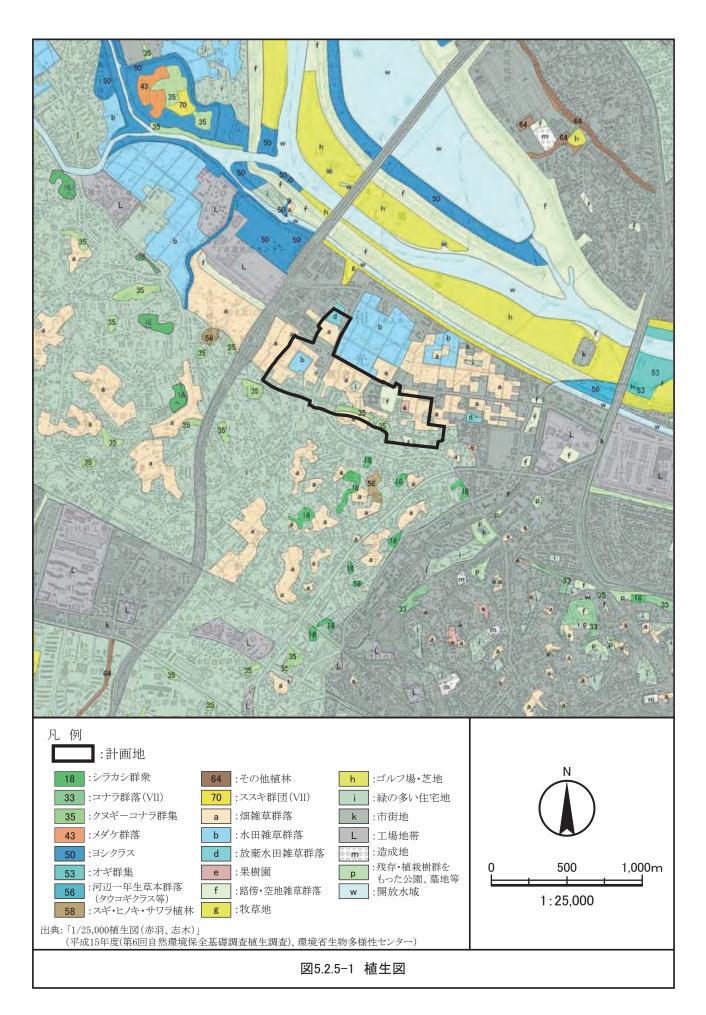


表 5.2.5-4 彩湖周辺における植物の確認種

種名

ヒルガオ

イヌタデ

オオイヌタデ

オオケタデ

ギシギシ

コギシギシ

ミドリハコベ

イノコズチ

コアカザ

ヘビイチゴ

ヤブガラシ

カタバミ

ホソアオゲイトウ

ウスゲチョウジタデ

アレチヌスビトハギ

カラスノエンドウ シロツメクサ

ツルマメ

がハギ

タコノアシ

ハナムグラ

チョウジソウ

メマツヨイグサ

シロザ

科 ツユクサ科

ヒルガオ科

アカザ科

タデ科

タデ科

タデ科

タデ科

タデ科

ヒユ科

ヒユ科

ヒユ科

バラ科

カタバミ科

ブドウ科

アカバナ科

アカバナ科

ミソハギ科 マメ科

マメ科

マメ科

マメ科

マメ科

ユキノシタ科

キョウチクトウ科

アカネ科

ナデシコ科

		衣	5.2.5-4	彩湖周边	11-P	ける他物
No.	目	科		種名	No.	目
1	アブラナ目	アブラナ科	イヌガラ	シ	67	ツユクサ目
2	アブラナ目	アブラナ科	タネツケ	バナ	68	ナス目
3	アブラナ目	アブラナ科	ナズナ		69	ナデシコ目
4	イネ目	イネ科	アシ(ヨ:	ン)	70	ナデシコ目
5	イネ目	イネ科	イチゴツ	ナギ	71	ナデシコ目
6	イネ目	イネ科	イヌビエ		72	ナデシコ目
7	イネ目	イネ科	イヌムギ		73	ナデシコ目
8	イネ目	イネ科	エノコロク	グサ	74	ナデシコ目
9	イネ目	イネ科	オオクサ	キビ	75	ナデシコ目
10	イネ目	イネ科	オギ		76	ナデシコ目
11	イネ目	イネ科	カズノコ	グサ	_	ナデシコ目
12	イネ目	イネ科	カニツリク	グサ	78	ナデシコ目
13	イネ目	イネ科	カモジグ	゙ サ	79	バラ目
14	イネ目	イネ科	シマスス	ジノヒエ	80	フウロソウ目
15	イネ目	イネ科	ススキ		81	ブドウ目
16	イネ目	イネ科	スズメノ	カタビラ	82	フトモモ目
17	イネ目	イネ科	セリ		83	フトモモ目
18	イネ目	イネ科	トダシバ		84	フトモモ目
19	イネ目	イネ科	ネズミム		85	マメ目
20	イネ目	イネ科	ミズタカ		86	マメ目
21	イネ目	イネ科	メヒシバ		87	マメ目
22	イネ目	イネ科	ヤブジラ	3	88	マメ目
23	イネ目	ガマ科	ヒメガマ		89	マメ目
24	イネ目	カヤツリグサ科	カヤツリ		90	ユキノシタ目
25	イネ目	カヤツリグサ科	カンエン	ガヤツリ	91	リンドウ目
26	イネ目	カヤツリグサ科	タイワン・	ヤマイ	92	リンドウ目
27	イネ目	カヤツリグサ科	タマガヤ			
28	イネ目	カヤツリグサ科	トダスゲ			
29	イネ目	カヤツリグサ科	ミコシガ・	t		
30	ウリ目	ウリ科	アレチウ			
31	キク目	キク科	アキノノ			
32	キク目	キク科	アキノハ	ハコグサ		
33	キク目	キク科		センダングサ		
34	キク目	キク科	アレチノ			
35	キク目	キク科	オオオナ			
36	キク目	キク科	オオブタ			
37	キク目	キク科	オニタビ			
38	キク目	キク科	カワラニ		_	
39	キク目	キク科	カントウク			
40	キク目	キク科	カントウミ	-		
41	キク目	キク科	キクイモ			
42	キク目	キク科	キツネア			
43		キク科	コウゾリフ		_	
44	キク目	キク科	コセンダ			
45	キク目	キク科		アワダチソウ	4	
46	キク目	キク科	セイヨウ	タンボボ		
47	キク目	キク科	ノゲシ		_	
48	キク目	キク科	ノコンギ		_	
49	キク目	キク科	ノボロギ		_	
50	キク目	キク科	ハハコク		_	
51	キク目	キク科	ハルジオ			
52	キク目	キク科	ハルシャ		4	
53	キク目	キク科	ヒメジョオ			
54	キク目	キク科	ホウキギ	7	-	
55	キク目	キク科	ヨモギ	S 1.	4	
56	キジカクシ目	アヤメ科	ニワゼキ		_	
57	キジカクシ目	ヒガンバナ科	スイセン		_	
58	キジカクシ目	ヒガンバナ科	ヒガンバ		-	
59	キジカクシ目	ラン科	ネジバナ		4	
60	キントラノオ目	スミレ科	タチツボ		-	
61	シソ目	オオバコ科	ヘラオオ		4	
62	シソ目	ゴマノハグサ科	オオイヌ		\dashv	
63	シソ目	ゴマノハグサ科	カワヂシ		\dashv	
64	シソ目	シソ科	ホトケノ		4	
65	シソ目	シソ科	ミゾコウシ		4	
66	ツツジ目	サクラソウ科	サクラソ	ワ		

| 66 | ツツジ目 | サクラソウ科 | 出典:「彩湖の生き物」(戸田市ホームページ)

③ 貴重な植物の分布状態

「越戸川のチャイロカワモズクの生息状況について」(和光市ホームページ)では、埼玉県レッドデータブック等に該当する種として、表 5.2.5-5 に示すとおり、チャイロカワモズクが確認されており、「彩湖周辺で観察できるレッドデータブック掲載動植物」では、表 5.2.5-6 に示すとおり、注目すべき植物種として 14 種が確認されている。

なお、「第4回自然環境保全調査 埼玉県自然環境情報図」(平成7年、環境庁)によると、 計画地及び周辺地域における巨樹及び巨木林は確認されていない。

表 5.2.5-5 計画地周辺の注目すべき植物

I				出典	レッドリストカテゴリー				
ı	No.	分類	種名		△屋118	埼玉県レッド			
					全国レッド	全県	荒川以西		
	1	植物	チャイロカワモズク	1)	NT	CE	0		

注)レッドリストのカテゴリーは下記に示すとおりである。

NT: 準絶滅危惧種 CE: 絶滅危惧 I 類 ○: 生育確認

出典:1)「越戸川のチャイロカワモズクの生息状況について」(和光市ホームページ)

「埼玉県レッドデータブック2011 植物編」(平成24年3月、埼玉県)

表 5.2.5-6 彩湖周辺の注目すべき植物

			レッ	ドリストカテゴ	リー			
No.	分類	種名	人居1 lx	埼玉県レッド				
			全国レッド	全県	荒川以西			
1	植物	ミズタカモジ	VU	EN	0			
2	植物	カンエンガヤツリ	VU	VU	0			
3	植物	タイワンヤマイ		EN	0			
4	植物	トダスゲ	EN	CR	0			
5	植物	アキノハハコグサ	VU	CR	0			
6	植物	カワヂシャ	NT	VU	0			
7	植物	ミゾコウジュ	NT	NT	0			
8	植物	サクラソウ	NT	CR	0			
9	植物	コギシギシ	VU	VU	0			
10	植物	ウスゲチョウジタデ	NT	VU	0			
11	植物	ヒシ		NT	0			
12	植物	タコノアシ	NT	VU	0			
13	植物	ハナムグラ	VU	EN	0			
14	植物	チョウジソウ	NT	EN	0			

注)レッドリストのカテゴリーは下記に示すとおりである。

CR:絶滅危惧 I A類 EN:絶滅危惧 I B類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧種 ○:生育確認 出典:「彩湖周辺で観察できるレッドデータブック掲載動植物」(戸田市ホームページ)

「埼玉県レッドデータブック2011 植物編」(平成24年3月、埼玉県)

(3)生態系

計画地は主に畑雑草群落、緑の多い住宅地及び市街地等が混在した地域となっており、 計画地北側の地域については、畑雑草群落及び水田雑草群落及び市街地が荒川まで広がっている。また、計画地南側の地域については、主に緑の多い住宅地を中心とし畑雑草群落、シラカシ群衆、クヌギーコナラ群衆及びその他植林等が分布している。

計画地及び周辺地域における生態系の代表的な基礎生産者は、畑雑草群落及び水田雑草群落であり、これらの環境を反映して、鳥類ではホオジロ、カワラヒワ、スズメ、サギ類等の農耕地に多くみられる鳥類やホンドタヌキ、ホンドイタチ等の平野部の水田で一般的に見られる哺乳類、水田依存するカエル類とこれを餌とするヘビ類、多くの昆虫類などの生息が考えられる。

また、彩湖、越戸川及び水田の用水路等には、コイ、ウグイ、ドジョウ、ギンヤンマ、カワニナ等の水生生物の生息が考えられ、水生植物、付着藻類を基礎生産とする生態系が成立しているものと考えられる。

生態系の上位性種としてホンドタヌキやイタチ等の哺乳類、彩湖周辺に飛来するオオタカ等の猛禽類があげられ、計画地及び周辺地域における生態系は、畑雑草群落、水田雑草群落及び水域を主体に成立した生態系が構成されている。

5.2.6 景観、自然とのふれあいの場

(1)景 観

① 地域景観の状況

計画地は、荒川及び新河岸川の南側に沿って広がる低地部に位置している。

計画地の土地利用は、事業場、住居、道路及び畑地等が分布し学校や病院も位置する人工改変地であり、地区の中央を主要地方道和光インター線が東西に走っている。また、計画地西側には南北に走る東京外環自動車道が近接、計画地東側約1kmには首都高速5号線が南北に走り、その周辺には事業場や住宅が密集して分布している。

計画地周辺の景観資源としては、計画地北から北東側には、荒川及び彩湖、新河岸川、川沿いに広がる川辺の緑、川沿いの低地に位置するアグリパーク等の農地といった自然的要素が多く分布している。一方、計画地北西から西側には東京外環自動車道と工業地域の大規模事業場、東側には首都高速 5 号線と工業地域の大規模事業場といった生活・産業系の人工的要素が多く分布している。また、南から南東側には住宅を主とする市街地が広がっているが、計画地の南側約 2km に位置する白子宿特別緑地保全地区の周辺には、「日本の自然景観 南関東版」(平成元年9月、環境庁)に記載されている「白子湧泉群」が位置するなど、人工的要素の中に自然的要素が分布している。

② 主要眺望点の分布状況

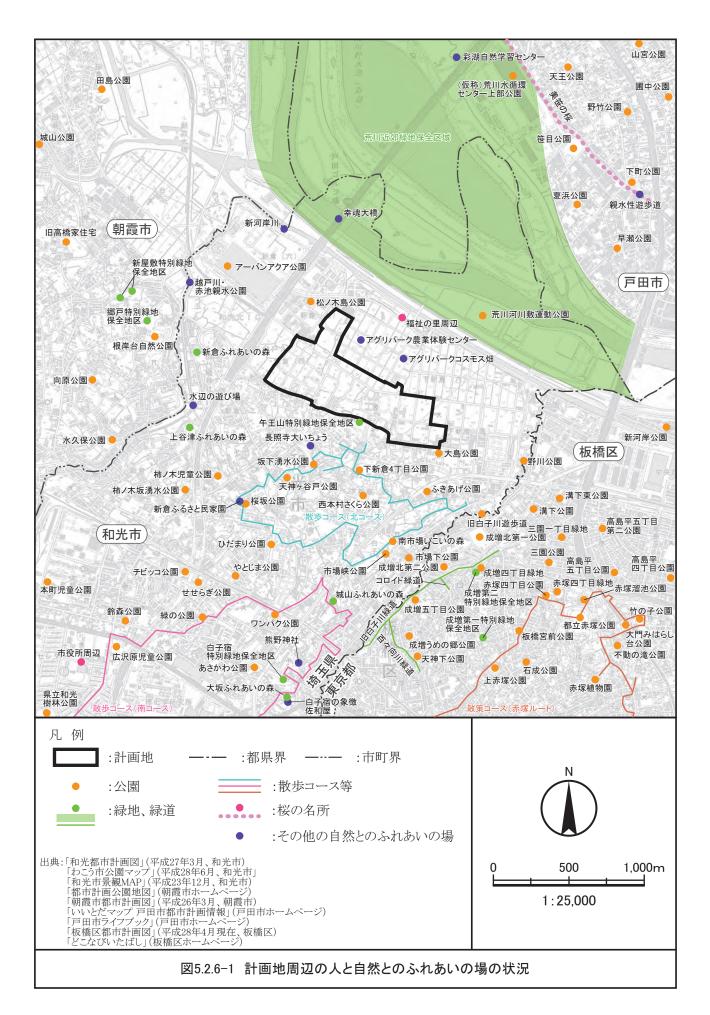
計画地を眺望する不特定多数の人に利用される主な地点としては、計画地北側に近接するアグリパーク農業体験センター周辺、桜の名所である福祉の里周辺の新河岸川の土手、荒川に架かる和光市と戸田市を結ぶ幸魂大橋があげられる。一方、計画地南側一帯には和光市の大半を占める台地が分布しているが山や丘陵などはなく、計画地西側は東京外環自動車道に近接、東側約1kmには首都高速5号線が南北に走っており、事業場等の人工建造物も多く分布しているため、遠方からの眺望点は少ない。

③ 人と自然とのふれあいの場

計画地及び周辺地域の人と自然とのふれあいの場の分布状況は、図 5.2.6-1 に示すとおりである。

計画地周辺の自然とのふれあいを楽しむ散歩コース等としては、和光市景観 MAP で紹介されている「歴史に触れ、自然を感じる」北コース、「いにしえから現在まで見どころいっぱい」南コース、板橋区観光・文化財ガイドマップで紹介されている散策コースの「赤塚ルート」があげられる。計画地最寄りの散歩コース等は和光市景観 MAP の北コースで、住宅地の中に点在する公園や緑地を巡るコースとなっている。

なお、計画地南側の道路沿いには、斜面林である午王山特別緑地保全地区が道路を挟んで隣接している他、計画地の北から北東側の荒川及び荒川周辺一帯は、荒川近郊緑地保全区域に指定されており、河川敷には運動公園等の公園が位置している。



5.2.7 文化財その他の生活環境の状況

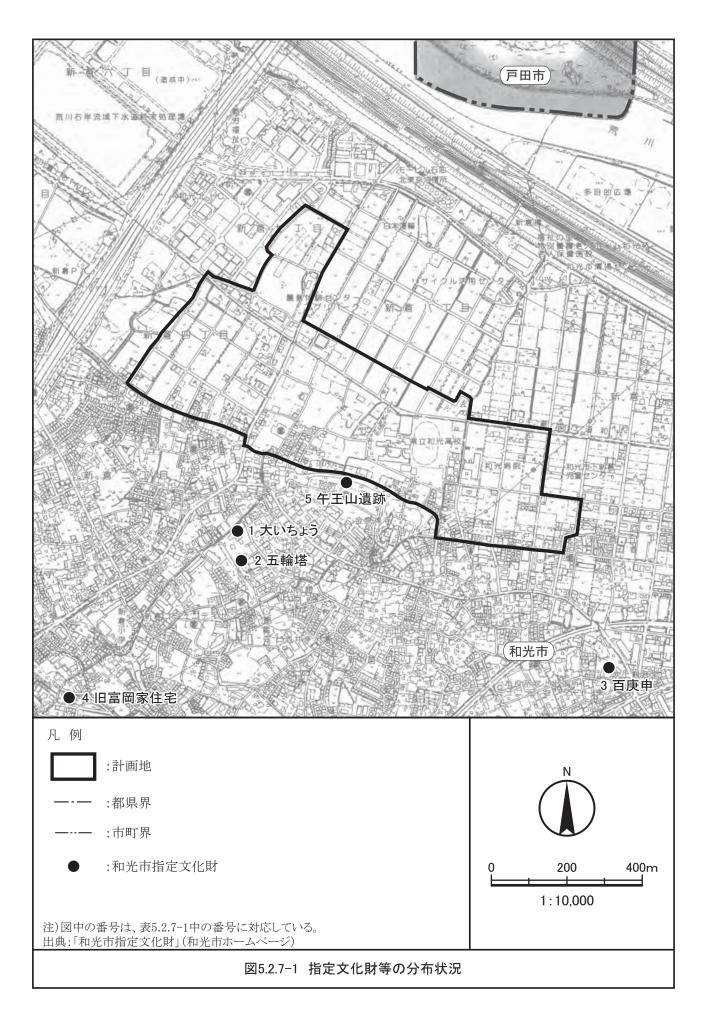
(1)指定文化財

計画地周辺の指定文化財は、表 5.2.7-1 及び図 5.2.7-1 に示すとおりである。 計画地最寄りの文化財としては、市指定文化財(記念物-史跡)の午王山遺跡がある。

表 5.2.7-1 計画地周辺の指定文化財

番号	市町	指定		区分	名称	所在地
1	和光市	市	天然記念物	_	大いちょう	長照寺
2	和光市	市	有形文化財	歴史資料	五輪塔	壱鑑寺
3	和光市	市	有形文化財	民俗資料	百庚申	吹上観音裏
4	和光市	市	有形文化財	建造物	旧富岡家住宅	新倉ふるさと民家園
5	和光市	市	記念物	史跡	午王山遺跡	新倉三丁目

注)表中の番号は図 5.2.7-1 中の番号に対応する。 出典:「和光市指定文化財」(和光市ホームページ)



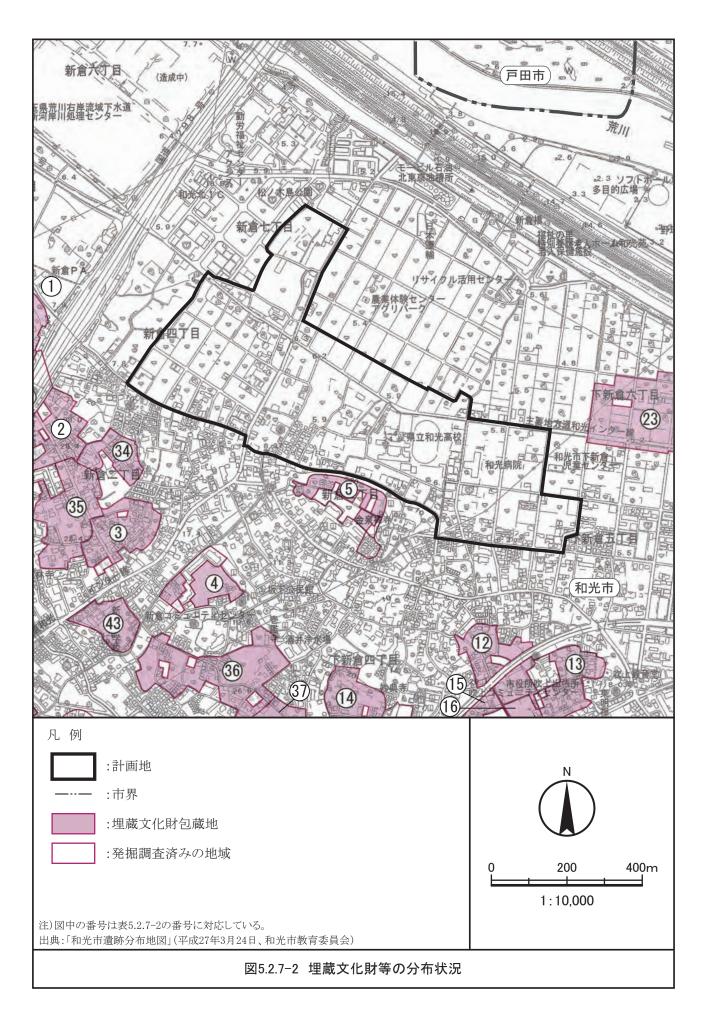
(2)埋蔵文化財

計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地は、表 5.2.7-2 及び図 5.2.7-2 に示すとおりである。 計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地は、計画地南側には隣接してNo.5 午王山遺跡、北東側には近接してNo.23 榎堂遺跡があり、その他にも南側から西側に広く分布している。

表 5.2.7-2 計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地

No.	名 称	種 別	主な時代・時期
1	上之郷遺跡	集落跡	弥生(後期)、古墳(前期)
2	花ノ木遺跡	集落跡	旧石器、縄文、弥生(中期)、古墳、奈良、平安、中世、近世
4	四ツ木遺跡	集落跡	旧石器、縄文(早期~晚期)、弥生、古墳、平安
5	午王山遺跡	集落跡	旧石器、縄文、弥生、古墳、平安、中世
11	柿ノ木坂遺跡	集落跡	旧石器、縄文(中期・後期)、弥生、古墳、平安
12	下里遺跡	集落跡、貝塚	弥生(後期)、古墳、奈良
13	吹上遺跡	集落跡、貝塚	旧石器、縄文、弥生、古墳、奈良、平安、中世
14	妙典寺遺跡	集落跡	縄文、弥生(後期)、古墳
15	吹上原遺跡	集落跡、古墳	縄文(中期)、弥生(後期)、古墳、中世、近世
16	吹上遺跡	集落跡、貝塚	縄文(前期・中期)
23	榎堂遺跡	集落跡	弥生(後期)、古墳、平安、中世
25	水久保遺跡	集落跡	旧石器、縄文(中期)、弥生、古墳、奈良、平安
34	半三池遺跡	集落跡	縄文、弥生(後期)、古墳
35	峯遺跡	集落跡	旧石器、縄文(早期)、弥生(後期)、古墳、平安
36	仏ノ木遺跡	集落跡	旧石器、縄文(中期)、弥生、奈良、平安、中世、近世
37	宮ノ脇遺跡	集落跡	縄文(前期)、古墳、平安
43	漆台遺跡	集落跡	縄文、弥生、平安

出典:「和光市遺跡分布図」(平成27年3月24日、和光市教育委員会)



5.2.8 一般環境中の放射性物質に係る環境の状況

(1)空間線量率の状況

計画地が位置する和光市では、市内の公共施設等において平成 23 年 12 月より継続的に 放射線量の簡易測定を行っている。

計画地周辺における平成 27 年度の測定結果は表 5.2.8-1~3 に、測定地点の位置は図 5.2.8-1 に示すとおりである。平成 27 年度の和光市の測定結果は 0.02~ $009\,\mu$ Sv/h と低い値であった。

表 5.2.8-1(1) 空間線量率測定結果(和光市)

単位<u>: μ Sv/h</u>

-F 11	L/	.5n. 4	Note that the Co				7	成27年	F				7	<u> </u>	
番号		 設名	測定高さ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1		白子小学校	地表	0.04	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.03	0.04	0.03	0.04
1		日于小子仪	地表50cm	0.04	0.04	0.04	0.03	0.04	0.04	0.04	0.03	0.04	0.04	0.03	0.03
0		北色工学技	地表	0.04	0.05	0.05	0.05	0.03	0.05	0.06	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04
2		新倉小学校	地表50cm	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04
2		第三小学校	地表	0.06	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.07	0.06	0.07	0.05	0.07
3	小学校	第二小子 仪	地表50cm	0.05	0.05	0.06	0.05	0.06	0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06
4	小子权	広沢小学校	地表	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
4		四八八子仪	地表50cm	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04
5		北原小学校	地表	0.07	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.07	0.06	0.07	0.07	0.08	0.06
J		北原小子仪	地表50cm	0.06	0.06	0.07	0.06	0.07	0.06	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06
6		本町小学校	地表	0.06	0.06	0.07	0.06	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06	0.06
U		个 m / 小 十 代	地表50cm	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.06	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05
7		あすの木保	地表	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	0.05	0.06
		育園	地表50cm	0.04	0.04	0.04	0.03	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.03	0.05
8		しもにいくら		0.04	0.05	0.05	0.04	0.06	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04
0		保育園	地表50cm	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.03	0.04
9	園	しらこ保育	地表	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04	0.06
<i>J</i>			地表50cm	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05
10		にいくら保		0.06	0.06	0.05	0.04	0.06	0.05	0.06	0.06	0.04	0.03	0.05	0.06
10		育園	地表50cm	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.06
11	保育園	ひろさわ保		0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06
11	小月四	育園	地表50cm	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.06
12		ほんちょう保	地表	0.04	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	0.06
12		育園	地表50cm	0.04	0.04	0.04	0.04	0.06	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.06	0.06
13		ゆめの木保		0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.08	0.05	0.06
10		育園	地表50cm	0.06	0.06	0.06	0.04	0.06	0.05	0.04	0.04	0.04	0.06	0.03	0.05
14		ハレルヤ保		0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.06	0.04
11		育園	地表50cm	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.03	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04
15			地表	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.03	0.05	0.04
10		り保育園	地表50cm	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
16		新倉幼稚園	地表	0.03	0.05	0.04	0.04	0.06	0.05	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05
10	幼稚園		地表50cm	0.03	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.03
17	幼稚園	やまと幼稚	地表	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04
11	袁	園	地表50cm	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
18		総合児童セ	地表	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.06
10	ンター・	ンター	地表50cm	0.05	0.06	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.06
19	児童館	新倉児童館	地表	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.03	0.05
		が見る測点を	地表50cm	0.05			0.04	0.05	0.05	0.05	0.06	0.04	0.05	0.04	0.06

出典:「市内放射線量の測定結果について」(和光市ホームページ)

表 5.2.8-1(2) 空間線量率測定結果(和光市)

単位: // Sv/h

							J	△成27年	E.				単位: μ Sv/ h 平成28年		
番号	施	設名	測定高さ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-00		工型中兴林	地表	0.05	0.04	0.05	0.04	0.06	0.04	0.04	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05
20	中学校	大和中学校	地表100cm	0.04	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04	0.06	0.05
21	十子仪	第二中学校	地表	0.05	0.06	0.04	0.04	0.05	0.06	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05
21		第二十子 仪	地表100cm	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05
22		荒川河川敷	地表	0.06	0.06	0.05	0.06	0.03	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04
22		運動公園	地表100cm	0.09	0.08	0.03	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04
23		練田児童遊	地表	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04
		園地	地表100cm	0.06	0.04	0.03	0.04	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04
24		柿ノ木坂児	地表	0.05	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.06
		童公園	地表100cm	0.06	0.04	0.03	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
25		市場下公園	地表	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
20			地表100cm	0.07	0.04	0.04	0.04	0.05	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
26	公園•広	せせらぎ公	地表	0.06	0.04	0.03	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04
	場	園	地表100cm	0.07	0.04	0.02	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05
27		ワンパク公	地表	0.06	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.03	0.04	0.05	0.06
		園	地表100cm	0.07	0.04	0.02	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05
28		外環上部・新	地表	0.05	0.06	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.06
20		倉二丁目広場	地表100cm	0.06	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05
29	野川公園	地表	0.06	0.06	0.05	0.06	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04	0.03	0.04	
	_	単子 川 1/1/1泉	地表100cm	0.07	0.05	0.03	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04
30		まました 橋	地表	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	0.05
50		広場	地表100cm	0.06	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05

出典:「市内放射線量の測定結果について」(和光市ホームページ)

表 5.2.8-2 空間線量率測定結果(朝霞市)

単位: μ Sv/h

番号	+/-	設名	測定高さ				7	区成27年	Ē				7	区成28年	<u>μ 5 V / 11</u>
番万	班	取名	側足同さ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
31		朝霞第二小	地表	0.057	0.045	0.054	0.039	0.045	0.053	0.051	0.046	0.056	0.046	0.039	0.052
31	小学校	学校	地表50cm	0.052	0.038	0.043	0.041	0.039	0.047	0.038	0.047	0.041	0.054	0.036	0.049
32	小子仅	朝霞第九小	地表	0.053	0.053	0.051	0.057	0.059	0.070	0.056	0.058	0.060	0.045	0.070	0.062
34		学校	地表50cm	0.050	0.053	0.057	0.051	0.062	0.061	0.053	0.055	0.064	0.050	0.065	0.066
33		根岸台保育	地表	0.051	0.056	0.062	0.063	0.061	0.045	0.046	0.054	0.060	0.055	0.057	0.056
55		園	地表50cm	0.049	0.052	0.052	0.044	0.054	0.044	0.047	0.039	0.051	0.049	0.048	0.052
34	保育園	白百合園	地表	0.051	0.044	0.048	0.053	0.049	0.043	0.054	0.055	0.046	0.043	0.044	0.044
34	休月園	四日口口	地表50cm	0.045	0.042	0.042	0.039	0.041	0.042	0.046	0.038	0.045	0.038	0.041	0.046
35		ひまわり保	地表	0.073	0.086	0.085	0.071	0.072	0.078	0.077	0.085	0.082	0.072	0.079	0.068
55		育園	地表50cm	0.060	0.070	0.067	0.061	0.066	0.058	0.069	0.071	0.074	0.070	0.066	0.062
36	幼稚園	あさか台幼	地表	0.042	0.036	0.042	0.042	0.041	0.038	0.045	0.042	0.042	0.035	0.036	0.040
30	少几任图	稚園	地表50cm	0.041	0.049	0.033	0.036	0.046	0.037	0.038	0.043	0.042	0.030	0.036	0.040
97	八国	水角根水围	地表	0.092	0.024	0.079	0.074	0.046	0.036	0.031	0.033	0.028	0.028	0.083	0.063
37	公園 7		地表50cm	0.068	0.024	0.067	0.073	0.034	0.034	0.031	0.038	0.028	0.028	0.061	0.056

出典:「学校・保育園の放射線測定結果」(朝霞市ホームページ)

「幼稚園の園庭における放射線量測定結果」(朝霞市ホームページ)

「市内放射線の測定結果(児童遊園地・都市公園)」(朝霞市ホームページ)

表 5.2.8-3 空間線量率測定結果(板橋区)

単位: μ Sv/h

				+ <u>μ., μ. σν/ π</u>
番号	施設名	測定地点	平成 27 年	
			7 月	10 月
38	赤塚溜池公園	敷地中央付近(地表 100cm)	0.04	0.04
		敷地中央付近(地表 50cm)	0.04	0.04
		砂場(地表 5cm)	0.04	0.04

出典:「区立公園における放射線量の測定結果について」(板橋区ホームページ)

